

協 定

協定 医療関係 1 災害時における施設利用に関する協定書（桜町病院）	
文書管理機関名：市福祉保健部	本編該当頁：第2部 p291

災害時における施設利用に関する協定書

小金井市（以下「甲」という。）と社会福祉法人聖ヨハネ会桜町病院（以下「乙」という。）の間において、次のとおり災害時における緊急医療救護所としての施設利用に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が乙の管理する施設の一部を災害時における緊急医療救護所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（緊急医療救護所の定義）

第2条 この協定書でいう「緊急医療救護所」とは、災害時において多数の負傷者が発生した場合に、負傷者を一時収容し、応急手当て及び後方医療機関へ搬送するための応急処置等を実施する施設をいう。

（施設の利用範囲）

第3条 緊急医療救護所として利用できる乙の施設は、駐車場とする。

（緊急医療救護所の開設）

第4条 甲は、災害時において緊急医療救護所を開設する際は、事前に乙に対しその旨を文書又は口頭で通知するものとする。

- 2 甲は、緊急医療救護所の開設に当たり、二次災害を防止するため東京都と連携して早急に応急危険度判定員を派遣し、利用する施設の安全性について調査する。
- 3 甲は、前項の措置が困難な場合は、建築関係者により利用する施設の安全確認を行う。

（緊急医療救護所の管理）

第5条 緊急医療救護所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

- 2 緊急医療救護所の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

（費用負担）

第6条 甲は、緊急医療救護所の管理運営に係る経費を負担するものとする。

（開設期間）

第7条 緊急医療救護所の開設期間は、災害発生から72時間以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙と協議の上、延長することができる。

（施設利用解消への努力）

第8条 甲は、乙が早期に通常の医療活動を再開できるよう配慮するとともに、当該緊急医療救護所の早期解消に努めるものとする。

（原状回復義務）

第9条 甲は、乙の管理する駐車場の緊急医療救護所としての利用を終了する際は、乙に緊急医療救護所使用終了届を提出するとともに、当該利用施設を現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（連絡調整）

第10条 この協定事項が円滑に実施されるよう、甲及び乙は、それぞれ連絡責任者を定め、必要に応じて連絡調整を行うものとする。

2 前項の連絡責任者は、甲においては福祉保健部健康課長を、乙においては総務課長をもって充てる。

（有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から令和2年3月31日までとする。ただし、期間満了の3箇月前までに、甲、乙のいずれもこの協定の解除又は変更の申し出がないときは、有効期間は更に1年間延長されるものとし、その後もまた同様とする。

（協議）

第12条 この協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

甲及び乙は、この協定を証するため、本書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保管するものとする。

平成31年4月26日

甲 小金井市本町六丁目6番3号
小金井市
市長

乙 小金井市桜町一丁目2番20号
社会福祉法人 聖ヨハネ会 桜町病院
桜町病院長

協定 医療関係 2 災害時における施設利用に関する協定書（小金井太陽病院）	
文書管理機関名：市福祉保健部	本編該当頁：第 2 部 p291

災害時における施設利用に関する協定書

小金井市（以下「甲」という。）と医療法人社団大日会（以下「乙」という。）の間において、次のとおり災害時における緊急医療救護所としての施設利用に関する協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、甲が乙の管理する施設の一部を災害時における緊急医療救護所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（緊急医療救護所の定義）

第 2 条 この協定書でいう「緊急医療救護所」とは、災害時において多数の負傷者が発生した場合に、負傷者を一時収容し、応急手当て及び後方医療機関へ搬送するための応急処置等を実施する施設をいう。

（施設の利用範囲）

第 3 条 緊急医療救護所として利用できる乙の施設は、駐車場とする。

（緊急医療救護所の開設）

第 4 条 甲は、災害時において緊急医療救護所を開設する際は、事前に乙に対しその旨を文書又は口頭で通知するものとする。なお、口頭で通知した場合、甲は乙にその旨を文書で提出する。

2 甲は、緊急医療救護所の開設に当たり、二次災害を防止するため東京都と連携して早急に応急危険度判定員を派遣し、利用する施設の安全性について調査する。

3 甲は、前項の措置が困難な場合は、建築関係者により利用する施設の安全確認を行う。

（緊急医療救護所の管理）

第 5 条 緊急医療救護所の管理運営は、甲の責任においておこなうものとする。

2 緊急医療救護所の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

（費用負担）

第 6 条 甲は、緊急医療救護所の管理運営に係る経費を負担するものとする。

（開設期間）

第 7 条 緊急医療救護所の開設期間は、災害発生から 7 2 時間以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙と協議の上、延長することができる。

（施設利用解消への努力）

第8条 甲は、乙が早期に通常の医療活動を再開できるよう配慮するとともに、当該緊急医療救護所の早期解消に努めるものとする。

（原状回復義務）

第9条 甲は、乙の管理する駐車場の緊急医療救護所としての利用を終了する際は、乙に緊急医療救護所使用終了届を提出するとともに、当該利用施設を現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（連絡調整）

第10条 この協定事項が円滑に実施されるよう、甲及び乙は、それぞれ連絡責任者を定め、必要に応じて連絡調整を行うものとする。

2 前項の連絡責任者は、甲においては福祉保健部健康課長を、乙においては事務長をもって充てる。

（有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から令和2年3月31日までとする。ただし、期間満了の3箇月前までに、甲、乙のいずれもこの協定の解除又は変更の申し出がないときは、有効期間は更に1年間延長されるものとし、その後もまた同様とする。

（協議）

第12条 この協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

甲及び乙は、この協定を証するため、本書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保管するものとする。

平成31年4月26日

甲 小金井市本町六丁目6番3号
小金井市
市長

乙 小金井市本町一丁目9番17号
医療法人社団大日会 小金井太陽病院
小金井太陽病院長

協定 医療関係 3 災害時の救護活動についての協定書（小金井市整復師会）

文書管理機関名：市総務部

本編該当頁：第2部 p290

災害時の救護活動についての協定書

小金井市（以下「甲」という。）と小金井市接骨師会（以下「乙」という。）との間で、小金井市地域防災計画に基づく医療救護活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、小金井市内に地震、その他の災害が生じた場合、甲が行う医療救護活動に対する乙の積極的な協力を得ることに関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 災害時において、乙は、甲からの要請に基づき、次に掲げる範囲の協力を行うものとする。

(1) 傷病者に対する応急救護（柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定された業務の範囲）の実施

(2) 傷病者に対する応急救護に関する衛生材料等の提供

（要請の手続）

第3条 甲は、乙に対して、この協定による協力を要請するときは、要請の理由、業務内容、日時、場所、その他必要な事項を明らかにし要請しなければならない。

（協力）

第4条 乙は、甲から要請を受けた事項に関し、特別の理由がない限り、必要な業務を実施するものとする。

（指揮の命令）

第5条 乙の協力に係る指揮命令及び連絡調整については、甲が指定する者が行い、応急救護に係る必要な指示については、小金井市医師会長の指定する者（医師）が行うものとする。

（費用弁償）

第6条 甲は、乙の協力に係る衛生材料等の提供及び使用について、その実費を弁償するものとする。

（損害賠償）

第7条 甲の要請に基づき行われた乙の当該業務に係る従事者への損害賠償は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の規定を準用して、補償するものとする。

（防災訓練への参加）

第8条 乙は、甲から要請のあった場合は、甲が実施する防災訓練に参加、協力するものとし、防災訓練への参加、協力を要する経費は乙の負担とする。

（有効期限）

第9条 この協定の有効期限は、協定締結日から平成15年3月31日までとする。

ただし、期間満了の3か月前までに甲、乙いずれかから何らの申出がない場合は、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上定めるものとする。

この協定書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、甲乙がそれぞれその1通を保有する。

平成30年10月1日

小金井市本町六丁目6番3号
甲 小金井市

小金井市貫井北町五丁目18番27号
乙 小金井市接骨師会

協定 医療関係 4 災害時の救護活動についての協定書（小金井市薬剤師会）

文書管理機関名：市総務部

本編該当頁：第2部 p290

災害時の救護活動についての協定書

小金井市（以下「甲」という。）と小金井市薬剤師会（以下「乙」という。）との間で、小金井市地域防災計画に基づく医療救護活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、小金井市地域防災計画に基づき、甲が行う薬剤医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（薬剤医療救護班の派遣）

第2条 甲は、小金井市地域防災計画に基づき調剤、服薬指導、医薬品管理等の医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し、薬剤医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより甲から要請を受けた場合には、直ちに、乙の災害医療救護活動組織に基づき薬剤医療救護班を編成し、救護所、医薬品の集積場所等（以下「救護所等」という。）に派遣するものとする。

（災害医療救護計画の策定及び提出）

第3条 乙は、前条の定めによる薬剤医療救護活動を実施するため、災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

（薬剤医療救護班の活動場所）

第4条 薬剤医療救護班は、救護所等において、薬剤医療救護活動を実施するものとする。

（薬剤医療救護班の業務）

第5条 薬剤医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 救護所等における傷病者等に対する調剤及び服薬指導
- (2) 救護所等における医薬品の仕分及び管理

（指揮命令及び連絡調整）

第6条 薬剤医療救護班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（薬剤医療救護班の輸送）

第7条 薬剤医療救護班の輸送は、原則として甲が行う。

（医薬品等の備蓄及び輸送）

第8条 薬剤医療救護班は、原則として、甲が別に定める場所に備蓄する医薬品等を使用するものとする。

2 救護所等において薬剤医療救護班が必要とする給食及び給水は、甲が行う。

3 備蓄医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。

（調剤費）

第9条 薬剤医療救護活動における調剤費は、無料とする。

（防災訓練）

第10条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する防災訓練に参加するとともに、当該訓練の一般参加者の中に傷病者が発生した場合の調剤及び服薬指導を併せて担当するものとする。

（費用弁償等）

第11条 甲の要請に基づき、乙が薬剤医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 薬剤医療救護班の編成及び派遣に伴うもの

ア 薬剤医療救護班の編成及び派遣に要する経費

イ 薬剤医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

ウ 薬剤医療救護活動に従事した者が負傷し、もしくは疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

(2) 防災訓練時における前号に係る経費

2 前項の定めによる費用弁償等の額は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（細目）

第12条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

（協議）

第13条 この協定に定めるもののほか、必要な事項は、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、甲乙がそれぞれその1通を保有する。

平成13年7月10日

小金井市本町六丁目6番3号

甲 小金井市

小金井市本町一丁目8番12号

乙 小金井市薬剤師会

災害時の救護活動実施項目

小金井市（以下「甲」という。）と、小金井市薬剤師会（以下「乙」という。）は、平成13年7月10日付けをもって締結した災害時の救護活動についての協定書（以下「協定書」という。）第12条の規定に基づき、実施細目を次のとおり定める。

（薬剤医療救護班の緊急活動）

第1条 乙は、災害状況により緊急を要すると判断し、協定書第2条第1項の定めによる甲の要請を待たずに薬剤医療救護活動を実施した場合は、初動後速やかに甲に報告するものとする。

2 前項の定めによる報告があったものについては、薬剤医療救護活動の初動期において甲の要請があったものとみなす。

（救護所設置の特例）

第2条 甲は、避難所等に設置する救護所のほか必要があると認めるときは、小金井市地域防災計画に基づき、小金井市が指定した後方医療施設に救護所を設置する。

2 甲は、災害状況により必要と認めるときは、後方医療施設のほか薬剤医療救護活動が可能な被災地周辺の医療施設に救護所を設置する。

（医薬品等の費用弁償）

第3条 薬剤医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合は、甲がその費用を弁償するものとする。

2 後方医療施設及び救護所を設置した医療施設において、薬剤医療救護活動により生じた施設及び設備の損傷に係る経費は、甲の負担とする。

（扶助費）

第4条 薬剤医療救護活動に従事した者が負傷し、もしくは疾病にかかり、又は死亡した場合の補償については、その者が通常得ている収入の額を基準とし、災害救助法（昭和22年法律第118号）の規定に基づき算出した額とする。

（薬剤医療救護従事者の費用弁償）

第5条 薬剤医療救護活動の従事者及び防災訓練参加者に対する費用弁償の額は、東京都と社団法人東京都薬剤師会が交換した、医療救護に係る費用弁償に関する覚書第1の定める額とする。

（医事紛争の処理）

第6条 薬剤医療救護班が現場で行った調剤行為において、患者との間に事故及び医事紛争が生じた場合は、乙は直ちに甲に連絡し、その原因を調査するため小金井市災害医療運営協議会を開催し、適切な処置をとるものとする。

2 甲は、前項に規定する紛争に関して支払った補償見舞金等について、乙又は薬剤医療救護班に求償しない。ただし、この紛争の原因が薬剤医療救護班の故意又は重大な過失による場合は、この限りでない。

（未収金の処理）

第7条 後方医療施設において、災害時の医療救護に係る薬剤費の未収が生じたときは、甲は速やかにその任を負う。

（費用等の請求及び報告）

第8条 協定書第11条及び前条の定めによる費用等の報告及び請求については、薬剤医療救護

活動終了後速やかに乙が一括して、次により甲に報告し、費用等の請求をする。

- (1) 薬剤医療救護班の派遣に係る費用は、費用弁償等請求書（様式第1号。以下「請求書」という。）に薬剤医療救護活動報告及び班員名簿（様式第2号）を添えて請求する。
- (2) 薬剤医療救護班が携行した医薬品、衛生材料等を使用した場合の費用は、前号に規定する請求書に医薬品・衛生材料使用報告書（様式第3号）を添えて請求する。
- (3) 薬剤医療救護班の薬剤師が医療救護活動において負傷し、もしくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、事故報告書（様式第4号）に事故傷病者概要（様式第5号）を添えて報告する。
- (4) 甲が実施する防災訓練に参加する薬剤医療救護班に係る費用については、前3号の規定を準用する。
- (5) 後方医療施設及び救護所を設置した医療施設において薬剤医療救護活動により生じた施設、設備の損傷に係る費用は、第1号の請求書に物件損傷等報告書（様式第6号）を添えて請求する。
- (6) その他薬剤医療救護活動のために必要となる様式については、災害救助法施行細則（昭和38年東京都規則第136号）で定める様式を準用する。

（費用の支払い）

第9条 甲は、前条の規定により、乙から報告及び請求された費用請求については、協定書第11条第2項の規定による費用弁償等の額を、速やかに乙に支払う。

この実施細目の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、甲乙がそれぞれその1通を保有する。

平成13年7月10日

小金井市本町六丁目6番3号

甲 小金井市

小金井市本町一丁目8番12号

乙 小金井市薬剤師会

様式第1号 (第8条関係)

費用弁償等請求書

年 月 日から 年 月 日までにおける 災害時救護活動
訓練
に係る費用弁償等を、下記のとおり請求します。

記

金

円也

	職 種	延べ人員数 (人)	単 価 (円)	金 額 (円)	備 考
薬剤医療救護 班実費弁償					延べ 班 詳細は別紙のとおり
小 計					
医薬品、衛生 材 料 等 実 費 弁 償					詳細は別紙のとおり
施設、設備 実 費 弁 償					同 上
計					

年 月 日

住所

氏名

Ⓜ

(あて先) 小金井市長

様式第2号（第8条関係）

薬剤医療救護活動報告及び班員名簿

薬剤師会 支部名	所属支部等 責任者名	氏名	職	種	救護活 動期	救護活 動間	救護活動場所	救護活動内容
					年 月 日 時 分 か 時 分 ま	日 分 ら 分 で		
					年 月 日 時 分 か 時 分 ま	日 分 ら 分 で		
					年 月 日 時 分 か 時 分 ま	日 分 ら 分 で		

様式第4号（第8条関係）

事故報告書

年 月 日から 年 月 日までにおける 災害
時救護活動
訓練

において、別紙のとおり事故傷病者が発生したので報告します。

年 月 日

住所

氏名

㊞

（あて先） 小金井市長

様式第5号（第8条関係）

事故傷病者概要

氏名	性別		男・女	年齢	歳	住所	
職種	所属機関・団体名						
傷病名	程度		重症・中等症・軽症		転	帰	
外来・入院（月 日）	診察（入院）医療機関名						
受傷（発病）日時	年	月	日	午前	時	分	
受傷（発病）場所	午後						
受傷・発病時の状況							

協定 医療関係 5 災害時の救護活動についての協定書（小金井歯科医師会）	
文書管理機関名：市総務部	本編該当頁：第2部 p290

災害時の救護活動についての協定書

小金井市（以下「甲」という。）と社団法人東京都小金井歯科医師会（以下「乙」という。）との間で、小金井市地域防災計画に基づく医療救護活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、小金井市地域防災計画に基づき、甲が行う歯科医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（歯科医療救護班の派遣）

第2条 甲は、小金井市地域防災計画に基づき歯科医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し、歯科医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより甲から要請を受けた場合には、直ちに、乙の災害医療救護活動組織に基づき歯科医療救護班を編成し、救護所、医薬品の集積場所等（以下「救護所等」という。）に派遣するものとする。

（災害医療救護計画の策定及び提出）

第3条 乙は、前条の定めによる歯科医療救護活動を実施するため、災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 前条に定める歯科医療救護班の構成人員は、次のとおりとする。

- (1) 歯科医師若干名
- (2) 歯科衛生士若干名
- (3) その他補助事務員若干名

（歯科医療救護班の活動場所）

第4条 歯科医療救護班は、救護所等において、歯科医療救護活動を実施するものとする。

（歯科医療救護班の業務）

第5条 歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 救護所等における歯科医療を要する傷病者等に対する応急処置
 - (2) 後方医療施設への搬送の要否及び搬送順位の決定
 - (3) 搬送困難な患者及び避難所等における軽易な患者に対する歯科医療及び衛生指導
- （指揮命令及び連絡調整）

第6条 歯科医療救護班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（歯科医療救護班の輸送）

第7条 歯科医療救護班の輸送は、原則として甲が行う。

（医薬品等の備蓄及び輸送）

第8条 歯科医療救護班は、原則として、甲が別に定める場所に備蓄する医薬品等を使用するも

のとする。

2 救護所等において歯科医療救護班が必要とする給食及び給水は、甲が行う。

3 備蓄医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。

（医療費）

第9条 歯科医療救護活動における医療費は、無料とする。

（防災訓練）

第10条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する防災訓練に参加するとともに、当該訓練の一般参加者の中に傷病者が発生した場合の歯科医療救護を併せて担当するものとする。

（費用弁償等）

第11条 甲の要請に基づき、乙が歯科医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 歯科医療救護班の編成及び派遣に伴うもの

ア 歯科医療救護班の編成及び派遣に要する経費

イ 歯科医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

ウ 歯科医療救護活動に従事した者が負傷し、もしくは疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

(2) 防災訓練時における前号に係る経費

2 前項の定めによる費用弁償等の額は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（細目）

第12条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

（協議）

第13条 この協定に定めるもののほか、必要な事項は、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれその1通を保有する。

平成13年1月12日

小金井市本町六丁目6番3号

甲 小金井市

小金井市本町五丁目10番17号

乙 社団法人東京都小金井歯科医師会

災害時の救護活動実施項目

小金井市（以下「甲」という。）と、社団法人東京都小金井歯科医師会（以下「乙」という。）は、平成13年1月12日付けをもって締結した災害時の救護活動についての協定書（以下「協定書」という。）第12条の規定に基づき、実施細目を次のとおり定める。

（歯科医療救護班の緊急活動）

第1条 乙は、災害状況により緊急を要すると判断し、協定書第2条第1項の定めによる甲の要請を待たずに歯科医療救護活動を実施した場合は、初動後速やかに甲に報告するものとする。

2 前項の定めによる報告があったものについては、歯科医療救護活動の初動期において甲の要請があったものとみなす。

（救護所設置の特例）

第2条 甲は、避難所等に設置する救護所のほか必要があると認めるときは、小金井市地域防災計画に基づき、小金井市が指定した後方医療施設に救護所を設置する。

2 甲は、災害状況により必要と認めるときは、後方医療施設のほか歯科医療救護活動が可能な被災地周辺の医療施設に、救護所を設置する。

（医薬品等の費用弁償）

第3条 歯科医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合は、甲がその費用を弁償するものとする。

2 後方医療施設及び歯科医療救護所を設置した医療施設において、歯科医療救護活動により生じた施設及び設備の損傷に係る経費は、甲の負担とする。

（扶助費）

第4条 歯科医療救護活動に従事した者が負傷し、もしくは疾病にかかり、又は死亡した場合の補償については、その者が通常得ている収入の額を基準とし、災害救助法（昭和22年法律第118号）の規定に基づき算出した額とする。

（歯科医療救護従事者の費用弁償）

第5条 歯科医療救護活動の従事者及び防災訓練参加者に対する費用弁償の額は、甲乙協議の上、別に定める。

（医事紛争の処理）

第6条 歯科医療救護班が現場で行った医療行為において、患者との間に事故及び医事紛争が生じた場合は、乙は直ちに甲に連絡し、その原因を調査するため小金井市災害医療運営協議会を開催し、適切な処置をとる。

2 甲は、前項に規定する紛争に関して支払った補償見舞金等について、乙又は歯科医療救護班に求償しない。ただし、この紛争の原因が歯科医療救護班の故意又は重大な過失による場合は、この限りでない。

（未収金の処理）

第7条 後方医療施設において、災害時の医療救護に係る医療費の未収が生じたときは、甲は速やかにその任を負う。

（費用等の請求及び報告）

第8条 協定書第11条及び前条の定めによる費用等の報告及び請求については、歯科医療救護

活動終了後速やかに乙が一括して、次により甲に報告し、費用等の請求をする。

- (1) 歯科医療救護班の派遣に係る費用は、費用弁償等請求書（様式第1号。以下「請求書」という。）に歯科医療救護活動報告及び班員名簿（様式第2号）を添えて請求する。
- (2) 歯科医療救護班が携行した医薬品、衛生材料等を使用した場合の費用は、前号の請求書に医薬品・衛生材料使用報告書（様式第3号）を添えて報告する。
- (3) 歯科医療救護班の歯科医師が医療救護活動において負傷し、もしくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、事故報告書（様式第4号）に事故傷病者概要（様式第5号）を添えて報告する。
- (4) 甲が実施する防災訓練に参加する歯科医療救護班に係る費用については、前3号の規定を準用する。
- (5) 後方医療施設及び救護所を設置した医療施設において歯科医療救護活動により生じた施設、設備の損傷に係る費用は、第1号の請求書に物件損傷等報告書（様式第6号）を添えて請求する。
- (6) その他歯科医療救護活動のために必要となる様式については、災害救助法施行細目（昭和38年東京都規則第136号）で定める様式を準用する。

（費用の支払）

第9条 甲は、前条の規定により、乙から報告及び請求された費用請求については、協定書第11条第2項の規定による費用弁償等の額を、速やかに乙に支払う。

この実施細目の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、甲乙がそれぞれその1通を保有する。

平成13年1月12日

小金井市本町六丁目6番3号

甲 小金井市

小金井市本町五丁目10番17号

乙 社団法人東京都小金井歯科医師会

様式第1号（第8条関係）

費用弁償等請求書

年 月 日から 年 月 日までにおける 災害時救護活動訓練
に係る費用弁償等を、下記のとおり請求します。

記

金

円也

	職 種	延べ人員数 (人)	単 価 (円)	金 額 (円)	備 考
歯科医療救護 班実費弁償					延べ 班 詳細は別紙のとおり
小 計					
医薬品・衛生 材 料 等 実 費 弁 償					詳細は別紙のとおり
施設・設備 実 費 弁 償					同 上
計					

年 月 日

住所

氏名

印

小金井市長 様

様式第2号（第8条関係）

歯科医療救護活動報告及び班員名簿

歯科医師会 支部名	所属支部等 責任者名	氏名	職 種				救 護 活 動 期 間	救護活動場所	救護活動内容
						年 月 日 時 分 か ら 時 分 ま で			
						年 月 日 時 分 か ら 時 分 ま で			
						年 月 日 時 分 か ら 時 分 ま で			

様式第4号（第8条関係）

事故報告書

年 月 日から 年 月 日までにおける 災害時救護活動
訓練

において、別紙のとおり事故傷病者が発生したので報告します。

年 月 日

住所

氏名

㊞

小金井市長 様

様式第5号 (第8条関係)

事故傷病者概要

氏名		性別	男・女	年齢	歳	住所	
職種	所属機関・団体名						
傷病名	程度		重症・中等症・軽症				
外来・入院	(月 日)	診察(入院)医療機関名					
受傷(発病)日時	年 月 日	午前	時	分	午後		
受傷(発病)場所							
受傷・発病時の状況							

協定 医療関係 6 災害時の医療救護活動についての協定書（小金井市医師会）	
文書管理機関名：市総務部	本編該当頁：第2部 p290

災害時の医療救護活動についての協定書

小金井市（以下「甲」という。）と社団法人小金井市医師会（以下「乙」という。）は、災害時の医療救護活動について次の通り協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、小金井市地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対し乙の協力について必要な事項を定める。

（医師等の派遣）

第2条 甲は、災害発生により医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し医師等の派遣を要請する。

2 乙は、前項の定めにより甲から要請を受けた場合は、ただちに乙に所属する医師（以下「丙」という。）を、現地の救護所（甲が臨時に設置する「救護施設及び甲が指定する既設の医療機関」をいう。）等に派遣する。

3 本協定は、乙が丙に医療救護活動を指示し、丙がその出務を承諾することにより甲と丙との間においても成立したものとする。

4 看護婦及び医療従事者は、甲が確保する。

ただし、乙又は丙が帯同又は指示した看護婦並びに医療従事者は、甲が確保したものとみなし、乙又は丙は可及的すみやかに氏名を甲に連絡する。

（医師等の活動場所）

第3条 丙は、甲が設置する救護所等において医療救護活動を行う。

（医師の業務）

第4条 丙の業務は、次の通りとする。

- (1) 傷病者に対する応急処置
- (2) 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 転送困難な患者及び避難所等における軽易な患者に対する医療
- (4) 死亡の確認
- (5) 派遣された看護婦及び医療従事者の指揮監督

（指揮・命令）

第5集 医療救護に係る指揮命令及び医療救護の調整は、甲が指定するものが行う。

（医師の輸送）

第6条 丙の輸送は、原則として甲が行う。

（医薬品等の備蓄・輸送）

第7条 丙は、原則として甲の備蓄する医薬材料等を使用する。

2 備蓄医薬材料等の輸送は、原則として甲が行う。

（後方医療施設における医療救護）

第8条 救護所等において医療施設での医療を必要とする傷病者があった場合、甲は後方医療施設に対しその受入れを要請する。

（医療費）

第9条 救護所等における医療費は、無料とする。

2 後方医療施設における医療費は、原則として患者負担とする。

（合同訓練）

第10条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するとともに、当該訓練の一般参加者中傷病者が発生した場合の医療救護を併せ担当する。

（費用弁償等）

第11条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する経費並びに同活動に起因して丙が負傷、疾病又は死亡した場合の補償費用は、甲が負担する。

2 前項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議の上別に定める。

（災害医療運営協議会の設置）

第12条 甲は、この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙で構成する小金井市災害医療運営協議会を設置する。

（細目）

第13条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

（協定）

第14条 前各条に定めのない事項については、甲乙協議の上定める。

（協定の期間）

第15条 協定の有効期間は、昭和55年4月17日から昭和56年3月31日までとする。

2 この協定期間満了までに、甲乙いずれか一方から特段の意思表示がない場合は、同一条件をもつてさらに期間1年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

甲と乙とは、本協定書2通を作成し、双方記名押印の上各1通を保有する。

昭和55年4月17日

甲 東京都小金井市

乙 社団法人東京小金井市医師会

災害時の医療救護活動実施細目

小金井市（以下「甲」という。）と社団法人小金井市医師会（以下「乙」という。）は、昭和55年4月17日付をもつて締結した災害時の医療救護活動についての協定書（以下「協定書」という。）第13条に基づき、実施細目を次のとおり定める。

（医師の緊急活動）

第1条 乙は災害状況により緊急を要すると判断し、協定書第2条第1項の定めによる甲の要請をまたずに医療救護活動を実施した場合は、初動後可及的すみやかに甲に報告する。

2 前項の定めによる報告があったものについては、医療救護の初動期において甲の要請があったものとみなす。

（救護所設置の特例）

第2条 甲は、避難所等に設置する救護所のほか必要と認めたときは、小金井市地域防災計画に基づき、小金井市が指定した後方医療施設に救護所を設置する。

2 甲は災害状況により必要と認めたときは、前項による後方医療施設のほか、医療救護活動が可能な被災地周辺の医療施設に救護所を設置する。

（医薬品等の費用弁償）

第3条 丙が携行した医薬品、衛生材料等を使用した場合の費用は実費とする。

2 後方医療施設及び救護所を設置した医療施設において、医療活動により生じた施設及び設備の損傷にかかる経費は甲の負担とする。

（扶助費）

第4条 医療救護に従事した者が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の補償については、その者が通常得ている収入の額を基準とし、災害救助法（昭和22年法律第118号）の規定に基づき算出した額とする。

（医療救護従事者の費用弁償）

第5条 医療救護活動の従事者並びに合同訓練参加者に対する費用弁償の額は、甲乙協議して定める。

（医事紛争の処理）

第6条 丙が現場で行った医療行為及び転送した患者の診療について、患者との間に事故及び医事紛争が生じた場合は、乙はただちに甲に連絡し、その原因を調査するため小金井市災害医療運営協議会を開催し、適切な措置をとる。

2 甲は、前項の紛争に関して支払った補償見舞金等について、乙又は丙に求償しない。

ただし、この紛争の原因が丙の故意又は重大な過失による場合はこの限りでない。

（未収金の処理）

第7条 後方医療施設において災害時の医療救護にかかる医療費の未収が生じたときは、甲はすみやかにその任を負う。

（費用等の請求、報告）

第8条 協定書第11条及び前条の定めによる費用等の請求、報告については、医療救護活動終了後すみやかに乙が一括して、次により甲に請求報告する。

(1) 丙の派遣にかかる費用は、「費用等請求書」（様式1）に「医療救護活動報告」（様式1-1）及び医療救護診療記録（様式1-2）を添えて請求する。

- (2) 丙が携行した医薬品、衛生材料等を使用した場合の費用は、前号による（様式1）に薬品、衛生材料使用報告書（様式2）を添えて請求する。
- (3) 丙が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合は、事故報告書（様式3）に事故傷病者概要（様式3-1）を添えて報告する。
- (4) 甲が実施する合同訓練に参加する丙にかかる費用については、前項(1)から(3)の定めを準用する。
- (5) 後方医療施設及び救護所を設置した医療施設において医療救護活動により生じた施設、設備の損傷にかかる費用は、第1号による（様式1）に物件損傷等報告（様式4）を添えて請求する。
- (6) その他医療救護活動のために必要となる様式については、災害救助法施行細則（昭和38年東京都規則第136号）で定める様式を準用する。

（費用等の支払い）

第9条 甲は前条により、乙から請求・報告された費用請求書等については、協定書第11号第2項による額をすみやかに乙に支払う。

この実施細目を証するため本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

昭和55年4月17日

甲 東京都小金井市

乙 社団法人東京小金井市医師会

協定 医療関係 7 災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書 （東邦薬品株式会社）	
文書管理機関名：市総務部	本編該当頁：第2部 p293

災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書

小金井市（以下「甲」という。）と東邦薬品株式会社 立川府中営業所（以下「乙」という。）とは、災害時の救護に必要な医薬品等（以下「医薬品等」という。）の調達について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、東京都地域防災計画及び小金井市地域防災計画に基づき、甲が設置する医療救護所等で必要な医薬品等の調達に関し、乙に協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時において医療救護所等で実施する医療等に必要な医薬品等の確保を図るため、医薬品等を調達する必要があるときは、乙に対して保有する医薬品等に関する調達の協力を要請するものとする。

（調達の手続等）

第3条 甲は、乙に調達要請するときは、災害時における医薬品等調達要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、緊急の場合にはこの限りでない。

2 乙は、甲から前項の調達要請を受けたときは、可能な範囲で医薬品等の調達措置を講ずるものとする。

3 医薬品等の搬送場所は、災害薬事センター及び医療救護所とする。ただし、搬送先が災害等により損害を受け搬送が困難な場合にはこの限りでない。

（費用負担）

第4条 この協定により乙が調達した医薬品等の代金及び搬送等に係る費用は、甲が負担するものとする。

（医薬品等の価格）

第5条 前条の規定により甲が負担する医薬品等の価格は、納入時の薬価とする。

（医薬品等の範囲）

第6条 甲が供給を要請する医薬品等の範囲は次のとおりとし、乙は当該範囲内において供給可能な品目及び数量を供給するものとする。

- (1) 医薬品
- (2) 衛生材料
- (3) 医療器具
- (4) 前各号のほか、甲が指定するもの

（費用の請求と支払い）

第7条 乙は、調達措置を講じ納入が終了したときは、速やかに災害時における医薬品等調達報告書（第2号様式）により甲に報告し、その費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の報告に基づき内容を精査し、適正と認めたときは、乙の請求により速やかにその費用を支払うものとする。

（損害賠償）

第8条 甲は、乙に属する協力業務従事者が、その協力業務において負傷し、もしくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京市町村総合事務組合条例第19号）の規定に基づき支給される額に相当する額を補償するものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の3か月前までに甲又は乙のいずれからも何らの申し出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以後もこの例によるものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議のうえ定める。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成27年9月1日

甲 小金井市本町六丁目6番3号
小金井市
小金井市長

乙 府中市美好町一丁目38番4号
東邦薬品株式会社
立川府中営業所長

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

御中

小金井市長

印

災害時における医薬品等調達要請書

「災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書」に基づき、次のとおり要請します。

(1) 納入希望日時	年 月 日 () 午前 ・ 午後	
(2) 納入場所	<ul style="list-style-type: none"> ・災害薬事センター（小金井市保健センター） ・医療救護所（①都立多摩科学技術高校 ②私立武蔵野東中学校） ・その他（損害等により納入が困難な場合） 	
(3) 要請品目 及び数量 ※不足する場合は別途記載	品 目	数 量
	①	
	②	
	③	
	④	
	⑤	
	⑥	
	⑦	
	⑧	
	⑨	
	⑩	
(4) その他伝達事項		

第2号様式（第6条関係）

年 月 日

小金井市長 様

印

災害時における医薬品等調達報告書

年 月 日付けの「災害時における医薬品等調達要請書」に基づく
 医薬品等の調達について、次のとおり報告します。

(1) 納品年月日	年 月 日 ()	
(2) 納品場所	・災害薬事センター（小金井市保健センター） ・医療救護所（①都立多摩科学技術高校 ②私立武蔵野東中学校） ・その他（損害等により納入が困難な場合） _____	
(3) 納品品目 及び数量	品 目	数 量
	①	
	②	
	③	
	④	
	⑤	
	⑥	
	⑦	
	⑧	
	⑨	
	⑩	
(4) その他伝達事項		

協定 医療関係 8 災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書 （アルフレッサ株式会社）	
文書管理機関名：市総務部	本編該当頁：第 2 部 p293

災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書

小金井市（以下「甲」という。）とアルフレッサ株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時の救護に必要な医薬品等（以下「医薬品等」という。）の調達について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、東京都地域防災計画及び小金井市地域防災計画に基づき、甲が設置する医療救護所等で必要な医薬品等の調達に関し、乙に協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第 2 条 甲は、災害時において医療救護所等で実施する医療等に必要な医薬品等の確保を図るため、医薬品等を調達する必要があるときは、乙に対して保有する医薬品等に関する調達の協力を要請するものとする。

（調達の手続等）

第 3 条 甲は、乙に調達要請するときは、災害時における医薬品等調達要請書（第 1 号様式）により行うものとする。ただし、緊急の場合にはこの限りでない。

2 乙は、甲から前項の調達要請を受けたときは、可能な範囲で医薬品等の調達措置を講ずるものとする。

3 医薬品等の搬送場所は、災害薬事センター及び医療救護所とする。ただし、搬送先が災害等により損害を受け搬送が困難な場合にはこの限りでない。

（費用負担）

第 4 条 この協定により乙が調達した医薬品等の代金及び搬送等に係る費用は、甲が負担するものとする。

（医薬品等の価格）

第 5 条 前条の規定により甲が負担する医薬品等の価格は、納入時の薬価とする。

（医薬品等の範囲）

第 6 条 甲が供給を要請する医薬品等の範囲は次のとおりとし、乙は当該範囲内において供給可能な品目及び数量を供給するものとする。

(1) 医薬品

- (2) 衛生材料
- (3) 医療器具
- (4) 前各号のほか、甲が指定するもの

（費用の請求と支払い）

第7条 乙は、調達措置を講じ納入が終了したときは、速やかに災害時における医薬品等調達報告書（第2号様式）により甲に報告し、その費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の報告に基づき内容を精査し、適正と認めたときは、乙の請求により速やかにその費用を支払うものとする。

（損害賠償）

第8条 甲は、乙に属する協力業務従事者が、その協力業務において負傷し、もしくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京市町村総合事務組合条例第19号）の規定に基づき支給される額に相当する額を補償するものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の3か月前までに甲又は乙のいずれからも何らの申し出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以後もこの例によるものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議のうえ定める。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成27年9月1日

甲 小金井市本町六丁目6番3号
小金井市
小金井市長

乙 府中市西原町一丁目5番地の1
アルフレッサ株式会社
調布支店長

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

御中

小金井市長

印

災害時における医薬品等調達要請書

「災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書」に基づき、次のとおり要請します。

(1) 納入希望日時	年 月 日 () 午前 ・ 午後	
(2) 納入場所	・災害薬事センター（小金井市保健センター） ・医療救護所（①都立多摩科学技術高校 ②私立武蔵野東中学校） ・その他（損害等により納入が困難な場合） _____	
(3) 要請品目 及び数量 ※不足する場合は別途記載	品 目	数 量
	①	
	②	
	③	
	④	
	⑤	
	⑥	
	⑦	
	⑧	
	⑨	
⑩		
(4) その他伝達事項		

第2号様式（第6条関係）

年 月 日

小金井市長 様

印

災害時における医薬品等調達報告書

年 月 日付けの「災害時における医薬品等調達要請書」に基づく
 医薬品等の調達について、次のとおり報告します。

(1) 納品年月日	年 月 日 ()	
(2) 納品場所	・災害薬事センター（小金井市保健センター） ・医療救護所（①都立多摩科学技術高校 ②私立武蔵野東中学校） ・その他（損害等により納入が困難な場合） _____	
(3) 納品品目 及び数量	品 目	数 量
	①	
	②	
	③	
	④	
	⑤	
	⑥	
	⑦	
	⑧	
	⑨	
	⑩	
(4) その他伝達事項		

協定 医療関係 9 災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書 （株式会社スズケン）	
文書管理機関名：市総務部	本編該当頁：第2部 p293

災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書

小金井市（以下「甲」という。）と株式会社スズケン（以下「乙」という。）とは、災害時の救護に必要な医薬品等（以下「医薬品等」という。）の調達について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、東京都地域防災計画及び小金井市地域防災計画に基づき、甲が設置する医療救護所等で必要な医薬品等の調達に関し、乙に協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時において医療救護所等で実施する医療等に必要な医薬品等の確保を図るため、医薬品等を調達する必要が生じたときは、乙に対して保有する医薬品等に関する調達の協力を要請するものとする。

（調達の手続等）

第3条 甲は、乙に調達要請するときは、災害時における医薬品等調達要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、緊急の場合にはこの限りでない。

2 乙は、甲から前項の調達要請を受けたときは、可能な範囲で医薬品等の調達措置を講ずるものとする。

3 医薬品等の搬送場所は、災害薬事センター及び医療救護所とする。ただし、搬送先が災害等により損害を受け搬送が困難な場合にはこの限りでない。

（費用負担）

第4条 この協定により乙が調達した医薬品等の代金及び搬送等に係る費用は、甲が負担するものとする。

（医薬品等の価格）

第5条 前条の規定により甲が負担する医薬品等の価格は、納入時の薬価とする。

（医薬品等の範囲）

第6条 甲が供給を要請する医薬品等の範囲は次のとおりとし、乙は当該範囲内において供給可能な品目及び数量を供給するものとする。

(1) 医薬品

- (2) 衛生材料
- (3) 医療器具
- (4) 前各号のほか、甲が指定するもの

（費用の請求と支払い）

第7条 乙は、調達措置を講じ納入が終了したときは、速やかに災害時における医薬品等調達報告書（第2号様式）により甲に報告し、その費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の報告に基づき内容を精査し、適正と認めたときは、乙の請求により速やかにその費用を支払うものとする。

（損害賠償）

第8条 甲は、乙に属する協力業務従事者が、その協力業務において負傷し、もしくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京市町村総合事務組合条例第19号）の規定に基づき支給される額に相当する額を補償するものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の3か月前までに甲又は乙のいずれからも何らの申し出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以後もこの例によるものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議のうえ定める。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成27年9月1日

甲 小金井市本町六丁目6番3号
小金井市
小金井市長

乙 小平市御幸町44番1号
株式会社スズケン
小平支店長

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

御中

小金井市長

印

災害時における医薬品等調達要請書

「災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書」に基づき、次のとおり要請します。

(1) 納入希望日時	年 月 日 () 午前 ・ 午後	
(2) 納入場所	・災害薬事センター（小金井市保健センター） ・医療救護所（①都立多摩科学技術高校 ②私立武蔵野東中学校） ・その他（損害等により納入が困難な場合） _____	
(3) 要請品目 及び数量 ※不足する場合は別途記載	品 目	数 量
	①	
	②	
	③	
	④	
	⑤	
	⑥	
	⑦	
	⑧	
	⑨	
⑩		
(4) その他伝達事項		

第2号様式（第6条関係）

年 月 日

小金井市長 様

印

災害時における医薬品等調達報告書

年 月 日付けの「災害時における医薬品等調達要請書」に基づく
 医薬品等の調達について、次のとおり報告します。

(1) 納品年月日	年 月 日 ()	
(2) 納品場所	・災害薬事センター（小金井市保健センター） ・医療救護所（①都立多摩科学技術高校 ②私立武蔵野東中学校） ・その他（損害等により納入が困難な場合） _____	
(3) 納品品目 及び数量	品 目	数 量
	①	
	②	
	③	
	④	
	⑤	
	⑥	
	⑦	
	⑧	
	⑨	
	⑩	
(4) その他伝達事項		

協定 医療関係 10 災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書 （株式会社メディセオ）	
文書管理機関名：市総務部	本編該当頁：第2部 p293

災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書

小金井市（以下「甲」という。）と株式会社メディセオ（以下「乙」という。）とは、災害時の救護に必要な医薬品等（以下「医薬品等」という。）の調達について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、東京都地域防災計画及び小金井市地域防災計画に基づき、甲が設置する医療救護所等で必要な医薬品等の調達に関し、乙に協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時において医療救護所等で実施する医療等に必要な医薬品等の確保を図るため、医薬品等を調達する必要が生じたときは、乙に対して保有する医薬品等に関する調達の協力を要請するものとする。

（調達の手続等）

第3条 甲は、乙に調達要請するときは、災害時における医薬品等調達要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、緊急の場合にはこの限りでない。

2 乙は、甲から前項の調達要請を受けたときは、可能な範囲で医薬品等の調達措置を講ずるものとする。

3 医薬品等の搬送場所は、災害薬事センター及び医療救護所とする。ただし、搬送先が災害等により損害を受け搬送が困難な場合にはこの限りでない。

（費用負担）

第4条 この協定により乙が調達した医薬品等の代金及び搬送等に係る費用は、甲が負担するものとする。

（医薬品等の価格）

第5条 前条の規定により甲が負担する医薬品等の価格は、納入時の薬価とする。

（医薬品等の範囲）

第6条 甲が供給を要請する医薬品等の範囲は次のとおりとし、乙は当該範囲内において供給可能な品目及び数量を供給するものとする。

(1) 医薬品

- (2) 衛生材料
- (3) 医療器具
- (4) 前各号のほか、甲が指定するもの

（費用の請求と支払い）

第7条 乙は、調達措置を講じ納入が終了したときは、速やかに災害時における医薬品等調達報告書（第2号様式）により甲に報告し、その費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の報告に基づき内容を精査し、適正と認めたときは、乙の請求により速やかにその費用を支払うものとする。

（損害賠償）

第8条 甲は、乙に属する協力業務従事者が、その協力業務において負傷し、もしくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京市町村総合事務組合条例第19号）の規定に基づき支給される額に相当する額を補償するものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の3か月前までに甲又は乙のいずれからも何らの申し出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以後もこの例によるものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議のうえ定める。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成27年9月1日

甲 小金井市本町六丁目6番3号
小金井市
小金井市長

乙 東京都中央区八重洲二丁目7番15号
株式会社メディセオ
取締役副社長東京支社長

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

御中

小金井市長

印

災害時における医薬品等調達要請書

「災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書」に基づき、次のとおり要請します。

(1) 納入希望日時	年 月 日 () 午前 ・ 午後	
(2) 納入場所	<ul style="list-style-type: none"> ・災害薬事センター（小金井市保健センター） ・医療救護所（①都立多摩科学技術高校 ②私立武蔵野東中学校） ・その他（損害等により納入が困難な場合） 	
(3) 要請品目 及び数量 ※不足する場合は別途記載	品 目	数 量
	①	
	②	
	③	
	④	
	⑤	
	⑥	
	⑦	
	⑧	
	⑨	
	⑩	
(4) その他伝達事項		

第2号様式（第6条関係）

年 月 日

小金井市長 様

印

災害時における医薬品等調達報告書

年 月 日付けの「災害時における医薬品等調達要請書」に基づく
 医薬品等の調達について、次のとおり報告します。

(1) 納品年月日	年 月 日 ()	
(2) 納品場所	・災害薬事センター（小金井市保健センター） ・医療救護所（①都立多摩科学技術高校 ②私立武蔵野東中学校） ・その他（損害等により納入が困難な場合） _____	
(3) 納品品目 及び数量	品 目	数 量
	①	
	②	
	③	
	④	
	⑤	
	⑥	
	⑦	
	⑧	
	⑨	
	⑩	
(4) その他伝達事項		

協定 医療関係 1 1 災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書 （酒井薬品株式会社）	
文書管理機関名：市総務部	本編該当頁：第 2 部 p293

災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書

小金井市（以下「甲」という。）と酒井薬品株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時の救護に必要な医薬品等（以下「医薬品等」という。）の調達について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、東京都地域防災計画及び小金井市地域防災計画に基づき、甲が設置する医療救護所等で必要な医薬品等の調達に関し、乙に協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第 2 条 甲は、災害時において医療救護所等で実施する医療等に必要な医薬品等の確保を図るため、医薬品等を調達する必要が生じたときは、乙に対して保有する医薬品等に関する調達の協力を要請するものとする。

（調達の手続等）

第 3 条 甲は、乙に調達要請するときは、災害時における医薬品等調達要請書（第 1 号様式）により行うものとする。ただし、緊急の場合にはこの限りでない。

2 乙は、甲から前項の調達要請を受けたときは、可能な範囲で医薬品等の調達措置を講ずるものとする。

3 医薬品等の搬送場所は、災害薬事センター及び医療救護所とする。ただし、搬送先が災害等により損害を受け搬送が困難な場合にはこの限りでない。

（費用負担）

第 4 条 この協定により乙が調達した医薬品等の代金及び搬送等に係る費用は、甲が負担するものとする。

（医薬品等の価格）

第 5 条 前条の規定により甲が負担する医薬品等の価格は、納入時の薬価とする。

（医薬品等の範囲）

第 6 条 甲が供給を要請する医薬品等の範囲は次のとおりとし、乙は当該範囲内において供給可能な品目及び数量を供給するものとする。

(1) 医薬品

- (2) 衛生材料
- (3) 医療器具
- (4) 前各号のほか、甲が指定するもの

（費用の請求と支払い）

第7条 乙は、調達措置を講じ納入が終了したときは、速やかに災害時における医薬品等調達報告書（第2号様式）により甲に報告し、その費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の報告に基づき内容を精査し、適正と認めたときは、乙の請求により速やかにその費用を支払うものとする。

（損害賠償）

第8条 甲は、乙に属する協力業務従事者が、その協力業務において負傷し、もしくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京市町村総合事務組合条例第19号）の規定に基づき支給される額に相当する額を補償するものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の3か月前までに甲又は乙のいずれからも何らの申し出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以後もこの例によるものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議のうえ定める。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成27年9月1日

甲 小金井市本町六丁目6番3号
小金井市
小金井市長

乙 三鷹市野崎一丁目11番22号
酒井薬品株式会社
三鷹営業所長

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

御中

小金井市長

印

災害時における医薬品等調達要請書

「災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書」に基づき、次のとおり要請します。

(1) 納入希望日時	年 月 日 () 午前 ・ 午後	
(2) 納入場所	<ul style="list-style-type: none"> ・災害薬事センター（小金井市保健センター） ・医療救護所（①都立多摩科学技術高校 ②私立武蔵野東中学校） ・その他（損害等により納入が困難な場合） 	
(3) 要請品目 及び数量 ※不足する場合は別途記載	品 目	数 量
	①	
	②	
	③	
	④	
	⑤	
	⑥	
	⑦	
	⑧	
	⑨	
	⑩	
(4) その他伝達事項		

第2号様式（第6条関係）

年 月 日

小金井市長 様

印

災害時における医薬品等調達報告書

年 月 日付けの「災害時における医薬品等調達要請書」に基づく
 医薬品等の調達について、次のとおり報告します。

(1) 納品年月日	年 月 日 ()	
(2) 納品場所	・災害薬事センター（小金井市保健センター） ・医療救護所（①都立多摩科学技術高校 ②私立武蔵野東中学校） ・その他（損害等により納入が困難な場合） _____	
(3) 納品品目 及び数量	品 目	数 量
	①	
	②	
	③	
	④	
	⑤	
	⑥	
	⑦	
	⑧	
	⑨	
⑩		
(4) その他伝達事項		

協定 医療関係 12 災害時に対応する医薬品の備蓄に関する協定書 （小金井市薬剤師会）	
文書管理機関名：市総務部	本編該当頁：第2部 p293

災害時に対応する医薬品の備蓄に関する協定書

小金井市（以下「甲」という。）と一般社団法人小金井市薬剤師会（以下「乙」という。）とは、災害が発生した場合に、災害医療を適正に行うために、必要な医薬品の備蓄について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、東京都地域防災計画及び小金井市地域防災計画に基づき、発災初動期3日間の医療救護に必要となる医薬品の備蓄及びその管理について必要な事項を定めるものとする。

（備蓄品目等）

第2条 甲及び乙が備蓄する品目、数量については、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

（費用負担）

第3条 前条の備蓄に係る経費及び管理に係る経費については、甲が負担するものとする。ただし、第7条の規定による指示によって備蓄した医薬品の経費（甲が使用した医薬品を除く。）については、乙の負担とする。

（備蓄場所）

第4条 甲が備蓄する場所は小金井市保健センターとし、乙が備蓄する場所はあらかじめ甲の承諾を得た場所とする。

（在庫管理）

第5条 乙は、前条に基づき決められた乙が備蓄する場所において医薬品を常時備蓄管理し、年度末に備蓄している医薬品の品目、数量を甲に報告するものとする。

（備蓄状況の確認）

第6条 甲は、必要に応じ、乙の医薬品の備蓄状況を調査することができる。

（備蓄確保の指示）

第7条 前条に基づく調査の結果、医薬品の備蓄数量が不足していると認められたときは、甲は乙に備蓄確保を指示するものとする。

（情報の交換）

第8条 甲及び乙は、平常時から災害時の医薬品の確保及び備蓄品目について協議し、災害時に備えるものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲又は乙のいずれからも何らの申出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以後もこの例によるものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議の上定める。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年1月15日

甲 小金井市本町六丁目6番3号
小金井市
小金井市長

乙 小金井市本町一丁目8番12号
一般社団法人小金井市薬剤師会
会 長

協定 医療関係 13 災害時に対応する医薬品等の備蓄に関する協定書 （桜町病院）	
文書管理機関名：市総務部	本編該当頁：第2部 p293

災害時に対応する医薬品等の備蓄に関する協定書

小金井市（以下「甲」という。）と社会福祉法人聖ヨハネ会桜町病院（以下「乙」という。）とは、災害が発生した場合に、災害医療を適正に行うために、必要な医薬品、医療材料及び医療資器材（以下「医薬品等」という。）の備蓄について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、東京都地域防災計画及び小金井市地域防災計画に基づき、甲の拠点病院である乙において、発災初動期3日間の医療救護に必要となる医薬品等の備蓄及びその管理について必要な事項を定めるものとする。

（備蓄品目等）

第2条 乙が備蓄する医薬品等の品目、数量については、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

（費用負担）

第3条 前条の備蓄に係る経費及び管理に係る経費については、甲が負担するものとする。ただし、第7条の規定による指示によって備蓄した医薬品等の経費（甲が使用した医薬品等を除く。）については、乙の負担とする。

（備蓄場所）

第4条 備蓄場所は、乙の施設内とする。

（在庫管理）

第5条 乙は、施設内において医薬品等を常時備蓄管理し、年度末に備蓄している医薬品等の品目、数量を甲に報告するものとする。

（備蓄状況の確認）

第6条 甲は、必要に応じ、乙の医薬品等の備蓄状況を調査することができる。

（備蓄確保の指示）

第7条 前条に基づく調査の結果、医薬品等の備蓄数量が不足していると認めるときは、甲は乙に備蓄確保を指示するものとする。

（情報の交換）

第8条 甲及び乙は、平常時から災害時の医薬品等の確保及び備蓄品目について協議し、災害時に備えるものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲又は乙のいずれからも何らの申出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以後もこの例によるものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議の上定める。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年1月22日

甲 小金井市本町六丁目6番3号
小金井市
小金井市長

乙 小金井市桜町一丁目2番20号
社会福祉法人 聖ヨハネ会 桜町病院
院 長

協定 医療関係 14 災害時に対応する医薬品等の備蓄に関する協定書 (小金井太陽病院)	
文書管理機関名：市総務部	本編該当頁：第2部 p293

災害時に対応する医薬品等の備蓄に関する協定書

小金井市（以下「甲」という。）と医療法人社団大日会小金井太陽病院（以下「乙」という。）とは、災害が発生した場合に、災害医療を適正に行うために、必要な医薬品、医療材料及び医療資器材（以下「医薬品等」という。）の備蓄について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、東京都地域防災計画及び小金井市地域防災計画に基づき、甲の拠点病院である乙において、発災初動期3日間の医療救護に必要となる医薬品等の備蓄及びその管理について必要な事項を定めるものとする。

（備蓄品目等）

第2条 乙が備蓄する医薬品等の品目、数量については、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

（費用負担）

第3条 前条の備蓄に係る経費及び管理に係る経費については、甲が負担するものとする。ただし、第7条の規定による指示によって備蓄した医薬品等の経費（甲が使用した医薬品等を除く。）については、乙の負担とする。

（備蓄場所）

第4条 備蓄場所は、乙の施設内とする。

（在庫管理）

第5条 乙は、施設内において医薬品等を常時備蓄管理し、年度末に備蓄している医薬品等の品目、数量を甲に報告するものとする。

（備蓄状況の確認）

第6条 甲は、必要に応じ、乙の医薬品等の備蓄状況を調査することができる。

（備蓄確保の指示）

第7条 前条に基づく調査の結果、医薬品等の備蓄数量が不足していると認めるときは、甲は乙に備蓄確保を指示するものとする。

（情報の交換）

第8条 甲及び乙は、平常時から災害時の医薬品等の確保及び備蓄品目について協議し、災害時に備えるものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲又は乙のいずれからも何らの申出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以後もこの例によるものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議の上定める。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年1月22日

甲 小金井市本町六丁目6番3号
小金井市
小金井市長

乙 小金井市本町一丁目9番17号
医療法人社団 大日会 小金井太陽病院
院 長

協定 医療関係 15 災害時における医療救護活動拠点の設置に関する協定書 (小金井市医師会、小金井太陽病院)	
---	--

文書管理機関名：市福祉保健部

本編該当頁：第2部 p291

災害時における医療救護活動拠点の設置に関する協定書

小金井市（以下「甲」という。）と一般社団法人小金井市医師会（以下「乙」という。）と医療法人社団大日会（以下「丙」という。）との間において、次のとおり医療救護活動拠点としての施設利用に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市内に地震、風水害その他の災害が発生した、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲及び乙が丙の管理する施設の一部を、医療救護活動拠点として利用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

（医療救護活動拠点の定義）

第2条 この協定において医療救護活動拠点とは、小金井市災害医療コーディネーターを中心に、各関係機関との情報交換、医療救護班や保健活動チームの編成等を行う、小金井市保健医療班と小金井市医師会災害対策本部の機能を有する場所をいう。

（医療救護活動拠点として利用できる施設）

第3条 甲及び乙が医療救護活動拠点として利用できる施設は、次の施設とする。

施設名 医療法人社団大日会 小金井太陽病院

所在地 小金井市本町一丁目9番17号

（医療救護活動拠点の開設）

第4条 甲及び乙は、災害時等において医療救護活動拠点として開設する必要がある場合、丙の同意を得た上で、前条に規定する施設を医療救護活動拠点として開設することができる。

（医療救護活動拠点開設の通知）

第5条 甲又は乙は、前条の規定により医療救護活動拠点を開設する際は、事前に丙に対しその旨を文書で通知するものとする。ただし、医療救護活動拠点の開設に緊急を要するときは、甲又は乙は、事前に丙に対しその旨を口頭で通知し、事後に文書を提出する。

（医療救護活動拠点の管理）

第6条 医療救護活動拠点の管理運営は、原則として、甲の責任において行うこととし、乙及び丙は甲に協力するものとする。

（費用負担）

第7条 甲は、医療救護活動拠点の管理運営に係る費用を負担することを原則として、甲、乙及び丙の協議により決定するものとする。

（開設期間）

第8条 医療救護活動拠点の開設期間は、災害発生の日から3日以内とする。

2 甲及び乙は、状況により開設期間を延長する必要がある場合、丙と協議のうえ、開設期間の延長を決定することができる。

（医療救護活動拠点解消への努力）

第9条 甲及び乙は、災害復旧に努め、当該医療救護活動拠点の早期解消に努めるものとする。

（原状回復義務）

第10条 甲は、丙の管理する施設の医療救護活動拠点を解消する際は、丙に対しその旨を通知するとともに、その施設を原状に復し、丙の確認を受けた後に引き渡すものとする。

（損害賠償）

第11条 甲又は乙が、故意又は重大な過失によって、丙の財産を破損又は滅却等させたときは、甲又は乙の費用負担をもって原状に復するものとし、必要に応じて、甲、乙及び丙の間で協議するものとする。

（災害補償）

第12条 甲は、本協定に基づく業務に従事した乙、丙の職員等が死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害となった場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合条例第19号）の規定を準用して、これを補償するものとする。ただし、当該業務に従事する職員等が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において補償の責めを免れるものとする。

（有効期間）

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲、乙及び丙のいずれからも解除又は変更の申出がないときは1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

（協議）

第14条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義の生じた場合は、甲、乙及び丙にて協議のうえ、決定するものとする。

甲、乙及び丙は、この協定を証するため、本書3通を作成し、それぞれ記名押印のうえ各1通を保管するものとする。

令和元年5月24日

甲 小金井市本町六丁目6番3号
小金井市
市長

乙 小金井市本町一丁目3番3号
一般社団法人 小金井市医師会
会長

丙 小金井市本町一丁目9番17号
医療法人社団大日会 小金井太陽病院
院長

協定 医療関係 16 災害時における施設利用に関する協定書 （小金井リハビリテーション病院）	
文書管理機関名：市福祉保健部	本編該当頁：第2部 p292

災害時における施設利用に関する協定書

小金井市（以下「甲」という。）と一般社団法人巨樹の会小金井リハビリテーション病院（以下「乙」という。）の間において、次のとおり災害時における緊急医療救護所としての施設利用に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が乙の管理する施設の一部を災害時における緊急医療救護所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（緊急医療救護所の定義）

第2条 この協定書でいう「緊急医療救護所」とは、災害時において多数の負傷者が発生した場合に、負傷者を一時収容し、応急手当及び後方医療機関へ搬送するための応急処置等を実施する施設をいう。

（施設の利用範囲）

第3条 緊急医療救護所として利用できる乙の施設は、駐車場とする。

（緊急医療救護所の開設）

- 第4条 甲は、災害時において緊急医療救護所を開設する際は、事前に乙に対しその旨を文書又は口頭で通知するものとする。なお、口頭で通知した場合、甲は乙にその旨を文書で提出する。
- 2 甲は、緊急医療救護所の開設に当たり、二次災害を防止するため東京都と連携して早急に応急危険度判定員を派遣し、利用する施設の安全性について調査する。
 - 3 甲は、前項の措置が困難な場合は、建築関係者により利用する施設の安全確認を行う。

（緊急医療救護所の管理）

- 第5条 緊急医療救護所の管理運営は、甲の責任においておこなうものとする。
- 2 緊急医療救護所の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

（費用負担）

第6条 甲は、緊急医療救護所の管理運営に係る経費を負担するものとする。

（開設期間）

第7条 緊急医療救護所の開設期間は、災害発生から72時間以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙と協議の上、延長することができる。

（施設利用解消への努力）

第8条 甲は、乙が早期に通常の医療活動を再開できるよう配慮するとともに、当該緊急医療救護所の早期解消に努めるものとする。

（原状回復義務）

第9条 甲は、乙の管理する駐車場の緊急医療救護所としての利用を終了する際は、乙に緊急医療救護所使用終了届を提出するとともに、当該利用施設を現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（連絡調整）

第10条 この協定事項が円滑に実施されるよう、甲及び乙は、それぞれ連絡責任者を定め、必要に応じて連絡調整を行うものとする。

2 前項の連絡責任者は、甲においては福祉保健部健康課長を、乙においては事務長代行をもって充てる。

（有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から令和2年3月31日までとする。ただし、期間満了の3箇月前までに、甲、乙のいずれもこの協定の解除又は変更の申し出がないときは、有効期間は更に1年間延長されるものとし、その後もまた同様とする。

（協議）

第12条 この協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

甲及び乙は、この協定を証するため、本書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保管するものとする。

令和元年11月25日

甲 小金井市本町六丁目6番3号
小金井市
市長

乙 小金井市前原町一丁目3番2号
一般社団法人巨樹の会 小金井リハビリテーション病院
院長

協定 医療関係 17 災害時における施設利用に関する協定書 （日本歯科大学口腔リハビリテーション病院多摩クリニック）	
文書管理機関名：市福祉保健部	本編該当頁：第2部 p292

災害時における施設利用に関する協定書

小金井市（以下「甲」という。）と学校法人日本歯科大学口腔リハビリテーション病院多摩クリニック（以下「乙」という。）の間において、次のとおり災害時における緊急医療救護所としての施設利用に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が乙の管理する施設の一部を災害時における緊急医療救護所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（緊急医療救護所の定義）

第2条 この協定書でいう「緊急医療救護所」とは、災害時において多数の負傷者が発生した場合に、負傷者を一時収容し、応急手当及び後方医療機関へ搬送するための応急処置等を実施する施設をいう。

（施設の利用範囲）

第3条 緊急医療救護所として利用できる乙の施設は、駐車場及びクラブハウス敷地とする。

（緊急医療救護所の開設）

第4条 甲は、災害時において緊急医療救護所を開設する際は、事前に乙に対しその旨を文書又は口頭で通知するものとする。なお、口頭で通知した場合、甲は乙にその旨を文書で提出する。

2 甲は、緊急医療救護所の開設に当たり、二次災害を防止するため東京都と連携して早急に応急危険度判定員を派遣し、利用する施設の安全性について調査する。

3 甲は、前項の措置が困難な場合は、建築関係者により利用する施設の安全確認を行う。

（緊急医療救護所の管理）

第5条 緊急医療救護所の管理運営は、甲の責任においておこなうものとする。

2 緊急医療救護所の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

（費用負担）

第6条 甲は、緊急医療救護所の管理運営に係る経費を負担するものとする。

（開設期間）

第7条 緊急医療救護所の開設期間は、災害発生から72時間以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙と協議の上、延長することができる。

（施設利用解消への努力）

第8条 甲は、乙が早期に通常の医療活動を再開できるよう配慮するとともに、当該緊急医療救護所の早期解消に努めるものとする。

（原状回復義務）

第9条 甲は、乙の管理する駐車場の緊急医療救護所としての利用を終了する際は、乙に緊急医療救護所使用終了届を提出するとともに、当該利用施設を現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（連絡調整）

第10条 この協定事項が円滑に実施されるよう、甲及び乙は、それぞれ連絡責任者を定め、必要に応じて連絡調整を行うものとする。

2 前項の連絡責任者は、甲においては福祉保健部健康課長を、乙においては事務長をもって充てる。

（有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の3箇月前までに、甲、乙のいずれもこの協定の解除又は変更の申し出がないときは、有効期間は更に1年間延長されるものとし、その後もまた同様とする。

（協議）

第12条 この協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

甲及び乙は、この協定を証するため、本書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保管するものとする。

令和2年 月 日

甲 東京都小金井市本町六丁目6番3号
小金井市
市長 西岡 真一郎

乙 東京都小金井市東町四丁目44番19号
学校法人日本歯科大学
口腔リハビリテーション病院多摩クリニック
院長 菊谷 武

協定 物資・食料関係 1 災害時における東八道路沿線5市に対する青果物の提供及び避難場所の敷地利用に関する協定書 （東京多摩青果株式会社）	
--	--

文書管理機関名：市総務部

本編該当頁：第2部 p391

災害時における東八道路沿線5市に対する青果物の提供
及び避難場所の敷地利用に関する協定書

三鷹市、府中市、調布市、小金井市、国立市（以下これらを「甲」という。）と東京多摩青果株式会社（以下「乙」という。）は、災害時に青果物の提供及び甲が避難場所として乙の管理する敷地の一部を利用することに関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定書は、甲の区域内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が行う災害対策業務に対する乙の協力に関して、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時における避難所開設や運営を行う地域住民及び従事職員等に対して、緊急に青果物を調達する必要があるときは、必要に応じて乙に対し、青果物の提供（運搬を含む。以下同じ。）及び災害時に市民の避難場所として、乙が定めた敷地の範囲内で、敷地の利用を要請することができる。

（協力内容）

第3条 乙は、前条の規定による甲の要請を受けたときは、特別の理由がない限り、可能な範囲において、青果物の提供及び避難場所の敷地利用に協力するものとする。

（青果物の受領）

第4条 青果物の提供場所は、甲が指定するものとし、当該提供場所において甲が青果物の品目、個数等を確認のうえ、受け取るものとする。

（避難場所の利用の通知）

第5条 甲は、第2条の規定により乙が定めた敷地を避難場所として利用する場合は、事前に乙に対しその旨を口頭で通知し、事後に文書を提出するものとする。

2 甲は、避難場所の利用に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、事前に通知することなく乙が定めた敷地を避難場所として利用できるものとする。ただし、この場合において、甲は、速やかに乙に利用した旨を通知しなければならない。

（費用の負担）

第6条 第2条の規定による甲の要請により、乙が実施する青果物の提供に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 乙が甲に対して提供する青果物の価格は、災害発生前の一般市場の卸価格とする。

（費用の請求）

第7条 乙は、第3条に規定する協力業務が終了したときは、甲に対しその旨を報告し、青果物の提供に要した費用を請求するものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義の生じた事項については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

附 則

この協定の締結に伴い、災害時における東八道路沿線5市に対する青果物の提供及び避難場所の敷地利用に関する協定（平成18年10月24日締結）は、廃止する。

甲と乙は、この協定の成立を証するため、本書6通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有するものとする。

平成24年11月1日

甲 東京都三鷹市野崎一丁目1番1号
三鷹市

同 東京都府中市宮西町二丁目24番地
府中市

同 東京都調布市小島町二丁目35番地1
調布市

同 東京都小金井市本町六丁目6番3号
小金井市

同 東京都国立市富士見台二丁目47番地の1
国立市

乙 東京都国立市谷保367番地
東京多摩青果株式会社

青果物の内容及び避難場所	
青果物品名	バナナ、ジャガイモ、玉ネギ 他
用途	場 所
一時避難場所	東京多摩青果株式会社 国立市場 国立市谷保 367 番地
<p>1 青果物の提供できる内容は上記のとおりです。</p> <p>2 避難場所として利用可能な場所は上記のとおりです。</p> <p>平成 24 年 11 月 1 日</p> <p>東京都国立市谷保 367 番地 東京 多摩青果株式会社</p>	

協定 物資・食料関係 2 災害時における物資供給に関する協定書 （コメリ災害対策センター）	
--	--

文書管理機関名：市総務部

本編該当頁：第2部 p392

災害時における物資供給に関する協定書

小金井市（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（主旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協力の範囲）

第2条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（協力の要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達が可能な物資の供給を要請することができる。

（要請の方法）

第4条 前条の規定による要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資供給の協力）

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第6条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら搬送することができない場合は、甲と乙が協議して搬送方法を決定する。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第7条 第5条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（費用の支払い）

第8条 前条の規定による費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（情報交換）

第9条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年3月1日

甲 小金井市本町六丁目6番3号
小金井市

乙 新潟県新潟市南区清水4501番地1
NPO法人コメリ災害対策センター

別表

大分類	主な品種
作業関係	作業シート、標識ロープ、台車、ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、土のう袋、ガラ袋、スコップ、ホースリール
日用品等	毛布、タオル、段ボール（間仕切り用）、割箸、使い捨て食器、紙コップ、ポリ袋、ホイル、ラップ、歯ブラシ、ウェットティッシュ、マスク、ガムテープ、バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、簡易ライター、使い捨てカイロ、生理用品、紙おむつ、尿取りパット、おしりふき
水関係	飲料水、水缶
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ、扇風機
電気用品等	発電機、投光器、コードリール、懐中電灯、乾電池、ラジオ カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係等	救急ミニトイレ
燃料等	灯油、ガソリン

協定 物資・食料関係 3 災害時における燃料等の供給に関する協定書 （東京都石油商業組合多摩東支部）	
---	--

文書管理機関名：市総務部	本編該当頁：第2部 p387
--------------	----------------

災害時における燃料等の供給に関する協定書

小金井市（以下「甲」という。）と東京都石油商業組合多摩東支部（以下「乙」という。）は、災害時における燃料等（ガソリン、軽油及び灯油をいう。以下同じ。）の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、小金井市地域防災計画に基づき、甲が行う災害応急対策に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（要請手続）

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、応急対策のための燃料等を調達する必要があるときは、乙に対して燃料等の供給を要請するものとする。

2 甲は、乙に燃料等の供給を要請する場合は、数量、納入日時、納入場所その他必要事項を指示するものとする。

（協力の内容）

第3条 乙は、災害時における甲の応急対策のための燃料等の供給要請に対し、積極的に協力するものとする。

（業務）

第4条 乙は、甲の要請があったときは、甲が指定する場所へ燃料等を納入するものとし、甲に所属する職員の確認を受けるものとする。

（価格及び請求）

第5条 乙が甲の要請により供給する燃料等の価格は、原則として災害発生直前における小売価格を基準として甲乙協議の上、決定する。

2 乙は、燃料等の納入が完了したときは、甲の負担する経費について、納品書を添えて請求するものとする。

（代金の支払）

第6条 甲は、乙から前条の規定により経費の請求があったときは、その内容を確認の上、速やかに代金を支払うものとする。

（代金の支払）

第6条 甲は、乙から前条の規定により経費の請求があったときは、その内容を確認の上、速やかに代金を支払うものとする。

2 前項の連絡責任者は、甲においては総務部管財課長を、乙においては小金井地区班長をもって充てる。

（協議）

第8条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までとする。ただし、期限終了の日の3か月前までに、甲乙に何らの意思表示がないときは、1年間延長されたものとみなし、以降、この例によるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保管するものとする。

平成21年3月18日

甲 小金井市本町六丁目6番3号
小金井市

乙 武蔵野市吉祥寺本町三丁目27番7号
東京都石油商業組合多摩東支部

協定 物資・食料関係 4 寄託契約書（東京都）

文書管理機関名：市総務部

本編該当頁：第2部 p392

寄託契約書

東京都を甲とし、小金井市を乙とし、甲乙間において、甲の所有する災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）第23条第1項に規定する給与品の事前購入物資等（以下「物資」という。）の保管及びこれに付帯する業務に関し、次の条項により契約を締結する。

（契約の期間）

第1条 この契約の期間は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までとする。

2 前項に定める契約期間満了の1箇月前までに、甲乙のいずれか一方から、契約終了の申出がないときは、この契約の期間満了の日の翌日から1年間契約期間を更新するものとし、その後も同様とする。

（物資の寄託）

第2条 甲は、法適用時における応急救助の万全を期するため、これに要する物資を甲乙協議のうえ乙に寄託する。

2 前項の物資の品目、数量及び保管場所は、乙が別紙第1号様式を提出し、甲が決定する。

（保管管理）

第3条 乙は、甲から受託した物資の保管に当たっては、善良な管理者の注意をもって行い、事故防止に万全を期するものとする。

2 物資の梱包くずれ等に伴う改梱、積替等を行う際は、甲乙協議のうえ実施者を決定する。

3 前項の改梱、積替等の実施に要する経費は、甲が負担するものとする。ただし、乙が第1項の規定を遵守していない場合は、この限りでない。

4 保管場所の変更は、乙の管理下において任意に行うことができるものとする。

（物資の払出し）

第4条 乙の事情により、物資の払出しを行いたい場合は、甲の承認を要する。この場合、乙は、別紙第2号様式を甲に提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲が必要と認めたときは、乙の立会いのもとに、甲が払出すことができる。

3 物資の払出しに要する経費は、第1項によるときは乙が、前項によるときは甲が負担するものとする。

（物資の処分）

第5条 物資の処分は、甲が行う。ただし、甲が必要と認めたときは、乙に処分を依頼することができる。

2 前項の処分に伴う経費は甲が負担する。

（物資の補充）

第 6 条 前2条の規定により物資の払出し又は処分を行ったときは、甲は、原則として当該払出し又は処分を行った数量と同数量の物資を新たに乙に寄託するものとする。

2 前項の寄託に要する経費は、甲が負担する。

（保管状況の報告）

第 7 条 乙は、甲が依頼した場合、別紙第3号様式により物資の保管状況及び保管場所等を甲に報告することとする。

（保管料）

第 8 条 この契約に基づく保管料は無償とする。

（事故に対する手続き及び処理）

第 9 条 乙は、物資の亡失、き損等の事故があったときは、速やかに事実を詳記した書面を甲に提出するものとする。

（損害賠償）

第 10 条 乙は、物資の亡失、損傷により甲に損害を及ぼしたときは、賠償の責を負わなければならない。ただし、乙が第3条第1項の規定を遵守していた場合は、この限りでない。

（契約の変更）

第 11 条 諸種の事情により、この契約を変更する必要があるときは、甲乙協議のうえ変更するものとする。

（契約の解除）

第 12 条 乙がこの契約に定める義務を履行しなかったとき、又は、甲、乙一方の都合により解除を申し出たときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

（疑義の決定等）

第 13 条 この契約の各条項の解釈についての疑義、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

甲と乙とは本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上その1通を保管する。

平成21年3月9日

甲 東京都
契約担当者

乙 小金井市長

別紙第1号様式

寄託協議書

納品物資及び数量 (予定)

食食食食食枚

納品場所

納品場所		数量
名称 住所		

備考欄

担当 部署
氏名
連絡先

別紙第2号様式

申請年月日 年 月 日

東京都福祉保健局長 殿

東京都寄託災害救助物資払出申請書

下記のとおり、東京都から受託している災害救助物資の払出を申請します。

申請団体住所： 団体名： 代表者職： 氏名：	国			
目的				
品目	数量	単位	箱数	現保管場所
				住所

協定 物資・食料関係 5 災害時における物資の供給に関する協定書 （株式会社ダイエー）	
文書管理機関名：市総務部	本編該当頁：第2部 p392

災害時における物資の供給に関する協定書

小金井市（以下「甲」という。）と株式会社ダイエー（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時における生活物資の供給に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、地震、風水害、大火災等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲が乙の協力を得て、被災者に対して速やかに、かつ、円滑に物資を供給し、甲の市民生活の安定に寄与することを目的とする。

（協力内容）

第2条 甲は、災害時において緊急に物資の調達が必要となった場合は、乙に供給の協力を要請するものとし、乙は、この要請に対して乙の営業に支障のない範囲において、優先的かつ速やかに供給を行うものとする。

（支援要請）

第3条 甲は、乙に対して前条の要請を行う場合、品目、数量、場所、期間等を個別具体的に明示した協力要請書（様式）をもって行うものとする。ただし、緊急の場合で協力要請書により要請できないときは、口頭等で要請し、事後速やかに協力要請書により通知するものとする。

（物資の種類）

第4条 本協定に基づき、甲の要請により乙が甲に供給する物資（以下「物資」という。）の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料品
- (2) 衣料品
- (3) 寝具類
- (4) 食器類
- (5) 日用品
- (6) その他甲が指定する物であって、乙が供給可能な物

（物資の運搬、引渡し）

第5条 乙の甲に対する物資の引渡し場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙又は乙の指定する者が行うものとする。ただし、乙又は乙の指定する者による運搬が困難であると乙が判断した場合は、甲の指定する者が引渡し場所までの物資の運搬を行うものとする。

2 乙は、甲の職員又は甲の指定する者（甲乙間で事前に確認した身分証を提示する者に限る。）に物資を引き渡すものとし、甲は、納品書等を確認の上物資を受け取るものとする。

（物資等の価格）

第6条 前条第2項による受渡しが完了した物資の対価及び乙が行った運搬等の費用は、甲が負担するものとし、甲は、当該受渡し完了後、乙からの請求書に基づき、その費用を遅滞なく乙に対して支払うものとする。なお、物資の対価は、災害の発生した直前の乙の販売価格（乙の顧客向け価格）を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

（乙の営業について）

第7条 災害が発生した場合で、乙が被災地において店舗施設の安全を確認した上で営業を継続又は再開するときは、甲は、乙に対し、出来る限りの協力をするものとする。

（有効期間）

第8条 本協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までとする。ただし、協定期間が満了する1月前までに、甲乙いずれからも特別な意思表示がないときは、本協定は同一条件でさらに1年間更新されるものとし、その後においても同様とする。

（協議事項）

第9条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じた場合は、誠意をもって甲乙協議の上決定するものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自それぞれ1通を保有する。

平成20年4月1日

小金井市本町六丁目6番3号

甲 小金井市

神戸市中央区港島中町四丁目1番1

乙 株式会社ダイエー

様式（第3条関係）

年 月 日

協 力 要 請 書

株式会社 ダイエー 御中

小金井市長

災害時における物資の供給に関する協定書に基づき、下記のとおり協力を要請します。

記

1 要請期間

月 日～ 月 日まで

2 生活必需物資の調達

要請品目	要請数量	搬入希望場所

※要請数量は、1日当たりの数量とする。

3 その他

協定 物資・食料関係 6 災害時における農地の活用及び生鮮食料品の調達に関する協定書（東京むさし農業協同組合）

文書管理機関名：市総務部

本編該当頁：第2部 p391

災害時における農地の活用及び生鮮食料品の調達に関する協定書

小金井市（以下「甲」という。）と東京むさし農業協同組合（以下「乙」という。）とは、甲が行う災害応急対策への乙の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、小金井市内に地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生する恐れがある場合において、乙の組合員が所有又は管理する農地（以下「農地」という。）をオープンスペースとして活用すること、及び乙の組合員が生産する生鮮食料品（以下「生鮮食料品」という。）を購入することにより、市民の安全の確保及び食糧の円滑な供給を行うことを目的とする。

（要請及び協力）

第2条 甲は、小金井市内に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合においては、乙に対し次に掲げる事項について要請することができる。

- (1) 災害時に緊急避難場所、仮設住宅建設用地、復旧資材置場その他のオープンスペースとして活用するため、農地をあっせんすること。
- (2) 災害時に必要な生鮮食料品を調達すること。

2 甲は、前項の規定により乙に対し協力を要請するときは、農地については活用場所及び活用目的を、生鮮食料品については品名、数量及び納入場所を明らかにするものとする。

3 乙は、甲から第1項に規定する要請を受けたときは、可能な範囲で協力を行うものとする。

（農地に係る負担）

第3条 甲は、乙のあっせんした農地を活用したときは、次に掲げる金銭を負担するものとする。

- (1) 甲が活用した農地に係る補償として、当該農地における前年の農業所得を参考にして甲乙協議の上定める額の金銭
- (2) 乙の組合員が農地を提供するに当たって工作物の撤去等の負担をしたときは、当該負担に係る費用

（原状回復）

第4条 甲は、農地の活用を終了したときは、当該農地を原状回復の上返還する。ただし、当該措置をとることが困難な場合は、甲乙協議の上措置方法を決定することとする。

（あっせんに基づく契約）

第5条 甲は、乙のあっせんした農地について、当該農地の所有者又は管理者とその活用について別途契約を締結するものとする。

2 前項の契約においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 農地の場所及び面積

(2) 活用期間及び活用目的

(3) 第3条に規定する金銭の支払について必要な事項

(4) 前3号に定めるもののほか農地の活用について必要な事項

(生鮮食料品の価格)

第6条 乙の調達により甲が乙の組合員から購入する生鮮食料品の価格は、災害発生時直前の価格を基準として甲乙協議の上定めるものとする。

(生鮮食料品の輸送中の事故)

第7条 甲の要請した生鮮食料品を輸送中に乙の組合員又は職員が負傷し、もしくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、甲は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例(昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号)の規定を準用して、これを補償するものとする。

(有効期限)

第8条 この協定の有効期限は、協定締結の日から3年間とする。ただし、有効期間満了の3か月前までに甲、乙いずれかから何らの申出がない場合は、更に3年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上定めるものとする。

この協定書の成立を証するため、本書2通を作成し、記名押印の上、甲乙それぞれ1通を保有する。

平成16年4月23日

小金井市本町六丁目6番3号

甲 小金井市

小金井市中町四丁目16番24号

乙 東京むさし農業協同組合

協定 物資・食料関係 7 災害時における燃料等の供給に関する協定書 （三信石油株式会社）	
文書管理機関名：市総務部	本編該当頁：第 2 部 p394

災害時における燃料等の供給に関する協定書

小金井市（以下「甲」という。）と三信石油株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における燃料等（ガソリン、軽油及び灯油をいう。以下同じ。）の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、小金井市地域防災計画に基づき、甲が行う災害応急対策に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（要請手続）

第 2 条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、応急対策のための燃料等を調達する必要があるときは、別紙（様式 1）により乙に対して次に掲げる事項を明らかにして供給を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話等をもって要請し、事後において、上記様式を乙に提出するものとする。

- （1）燃料の種類及び数量
- （2）納入場所又は供給車両番号
- （3）納入日時
- （4）その他必要事項

（協力）

第 3 条 乙は、災害時における甲の応急対策のための燃料等の供給要請に対し、積極的に協力するものとする。

（業務）

第 4 条 甲が、乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- （1）公用車、緊急車用燃料の確保及び供給業務
- （2）非常発電用燃料の確保及び供給業務
- （3）その他甲が必要と認める燃料等の供給業務
- （4）燃料の運搬業務

（業務の報告）

第 5 条 乙は、第 4 条の規定に基づき業務を実施したときは、別紙（様式 2）により甲に対して次に掲げる事項を明らかにして報告するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって報告し、事後において、上記様式を甲に提出するものとする。

- （1）供給年月日
- （2）燃料の種類、数量及び価格
- （3）供給施設名又は供給車両番号

(4) 事業者名

(5) その他必要事項

(価格及び請求)

第6条 乙が甲の要請により供給する燃料等の価格は、原則として災害発生直前における小売価格を基準として甲乙協議の上、決定する。

2 乙は、燃料等の供給が完了したときは、甲の負担する経費について、納品書を添えて請求するものとする。

(代金の支払)

第7条 甲は、乙から前条の規定により経費の請求があったときは、その内容を確認の上、速やかに代金を支払うものとする。

(連絡調整)

第8条 この協定事項が円滑に実施されるよう、甲及び乙は、それぞれ連絡責任者を定め、必要に応じて連絡調整を行うものとする。

2 前項の連絡責任者は、甲においては総務部管財課長を、乙においては店長をもって充てる。

(協議)

第9条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、平成27年6月15日から平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに、甲乙に何らの意思表示がないときは、1年間延長されたものとみなし、以降、この例によるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保管するものとする。

平成27年6月15日

甲 小金井市本町六丁目6番3号
小金井市
代表者 小金井市長

乙 小金井市貫井北町二丁目8番17号
三信石油株式会社小金井店
代表者 店 長

様式1（第2条関係）

年 月 日

〇〇〇〇
〇〇〇〇 様

小金井市長

応急対策のための燃料等の供給要請について（依頼）

標記の件について、下記のとおり依頼します。

記

（1）燃料の種類及び数量	
（2）納入場所又は供給車両番号	
（3）納入日時	
（4）その他必要事項	

担当者

様式2（第5条関係）

年 月 日

小金井市長

〇〇〇〇
〇〇〇〇

災害応急対策業務の実施について（報告）

標記の件について、下記のとおり報告します。

記

(1) 供給年月日	
(2) 燃料の種類、数量及び価格	
(3) 供給施設名又は供給車両番号	
(4) 事業者名	
(5) その他必要事項	

担当者

協定 物資・食料関係 8 災害時における燃料等の供給に関する協定書 （総合エネルギー株式会社）	
文書管理機関名：市総務部	本編該当頁：第 2 部 p394

災害時における燃料等の供給に関する協定書

小金井市（以下「甲」という。）と総合エネルギー株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における燃料等（ガソリン、軽油及び灯油をいう。以下同じ。）の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、小金井市地域防災計画に基づき、甲が行う災害応急対策に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（要請手続）

第 2 条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、応急対策のための燃料等を調達する必要があるときは、別紙（様式 1）により乙に対して次に掲げる事項を明らかにして供給を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話等をもって要請し、事後において、上記様式を乙に提出するものとする。

- （1）燃料の種類及び数量
- （2）納入場所又は供給車両番号
- （3）納入日時
- （4）その他必要事項

（協力）

第 3 条 乙は、災害時における甲の応急対策のための燃料等の供給要請に対し、積極的に協力するものとする。

（業務）

第 4 条 甲が、乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- （1）公用車、緊急車用燃料の確保及び供給業務
- （2）非常発電用燃料の確保及び供給業務
- （3）その他甲が必要と認める燃料等の供給業務
- （4）燃料の運搬業務

（業務の報告）

第 5 条 乙は、第 4 条の規定に基づき業務を実施したときは、別紙（様式 2）により甲に対して次に掲げる事項を明らかにして報告するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって報告し、事後において、上記様式を甲に提出するものとする。

- （1）供給年月日
- （2）燃料の種類、数量及び価格
- （3）供給施設名又は供給車両番号

(4) 事業者名

(5) その他必要事項

(価格及び請求)

第6条 乙が甲の要請により供給する燃料等の価格は、原則として災害発生直前における小売価格を基準として甲乙協議の上、決定する。

2 乙は、燃料等の供給が完了したときは、甲の負担する経費について、納品書を添えて請求するものとする。

(代金の支払)

第7条 甲は、乙から前条の規定により経費の請求があったときは、その内容を確認の上、速やかに代金を支払うものとする。

(連絡調整)

第8条 この協定事項が円滑に実施されるよう、甲及び乙は、それぞれ連絡責任者を定め、必要に応じて連絡調整を行うものとする。

2 前項の連絡責任者は、甲においては総務部管財課長を、乙においては所長をもって充てる。

(協議)

第9条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、平成27年6月26日から平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに、甲乙に何らの意思表示がないときは、1年間延長されたものとみなし、以降、この例によるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保管するものとする。

平成27年6月26日

甲 小金井市本町六丁目6番3号
小金井市
代表者 小金井市長

乙 東京都港区赤坂2-14-32赤坂2・14プラザビル6階
総合エネルギー株式会社
代表者 代表取締役社長

様式1（第2条関係）

年 月 日

〇〇〇〇
〇〇〇〇 様

小金井市長

応急対策のための燃料等の供給要請について（依頼）

標記の件について、下記のとおり依頼します。

記

（1）燃料の種類及び数量	
（2）納入場所又は供給車両番号	
（3）納入日時	
（4）その他必要事項	

担当者

様式2（第5条関係）

年 月 日

小金井市長

〇〇〇〇
〇〇〇〇

災害応急対策業務の実施について（報告）

標記の件について、下記のとおり報告します。

記

(1) 供給年月日	
(2) 燃料の種類、数量及び価格	
(3) 供給施設名又は供給車両番号	
(4) 事業者名	
(5) その他必要事項	

担当者

協定 物資・食料関係 9 災害時における物資の供給協力に関する協定書 （株式会社イトーヨーカ堂）	
文書管理機関名：市総務部	本編該当頁：第2部 p392

災害時における物資の供給協力に関する協定書

小金井市（以下「甲」という。）と株式会社イトーヨーカ堂（以下「乙」という。）は、災害時における食料品、その他生活必需品等の災害応急対策に必要な物資（以下「物資」という）の供給協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における物資の供給について、甲が乙に協力を求める場合の手続き及び乙の協力等に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 乙は、可能な限りの範囲で下記内容の協力業務を行うものとする。

- (1) 物資の提供及び引渡し
- (2) 前号の物資の運搬

（協力の要請）

第3条 甲は、災害時において物資が必要であるときは、乙に対し物資の供給協力を要請するものとする。

2 甲は、災害時において、乙に対し物資の供給協力を要請しようとするときは、原則として物資供給協力要請書（様式第1号）により乙に品目、数量、引渡し日時、引渡し場所その他必要な事項を明らかにして要請するものとする。

3 甲は、緊急やむを得ないときは、前項の要請を電話又は電信により行うことができるものとする。この場合において、甲は、後日要請書を提出するものとする。

（物資の引渡し及び運搬）

第4条 物資の引渡場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、引渡場所までの物資の運搬は、原則として乙又は乙の業務委託先が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲の指定する者が行うものとする。

2 甲は、引渡場所に職員等を派遣し、乙から物資の引渡しを受けたときは、物資を確認の上、速やかに物資確認通知書（様式第2号）により乙に通知するものとする。

3 甲は、物資を運搬する乙の車両を、緊急又は優先車両として通行できるように配慮するものとする。

（費用負担）

第5条 甲は、乙が引渡した物資の費用及び輸送費用の一切を負担するものとする。

2 前項の費用の額については、災害発生直前における適正な価格を基準として甲乙協議の上定めることとする。

3 乙は、物資の引渡しの完了後、前項の協議が終了次第、速やかに書面により甲に当該費用を請求する。

4 甲は、前項の規定による乙からの請求があったときは、その内容を確認の上、速やかに当該費用を支払うものとする。

（従事者の災害補償）

第6条 甲は、第4条第1項に規定する業務に従事した乙の雇用する者又は乙の業務委託先の雇用する者等について、その者の責に帰することのできない理由により負傷又は死亡その他の事故が生じたときは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第84条第1項の規定による東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京市町村総合事務組合条例第19号）の規定に準じて、これを補償するものとする。ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一の事故については、これらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

（協定の期間）

第7条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1か月前までに、甲又は乙がそれぞれの相手に文書をもって協定を延長しない旨の通知をしない場合には、更に1年間延長したものとし、以後この期間についてもまた同様とする。

（疑義等の決定）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定する。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年8月1日

甲 東京都小金井市本町六丁目6番3号
小金井市
小金井市長

乙 東京都千代田区二番町8番地8
株式会社イトーヨーカ堂
代表取締役社長

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

株式会社イトーヨーカ堂 様

小金井市災害対策本部長

小金井市長

物資供給協力要請書

「災害時における物資の供給協力に関する協定書」に基づき、災害応急対策に対する物資の供給協力について、下記のとおり依頼します。

記

引渡し品目・数量	食料品	品目名	数量
引渡し品目・数量	生活必需品	品目名	数量
引渡し日時	引渡し 年 月 日 時		
引渡し場所			
その他			

様式第2号（第4条関係）

年 月 日

株式会社イトーヨーカ堂 様

小金井市災害対策本部長
 小金井市長

物資確認通知書

「災害時における物資の供給協力に関する協定書」に基づき、供給協力された物資について、納入又は引渡し物資を確認したため、下記のとおり通知します。

記

引渡し品目・数量	食料品	品目名	数量
引渡し品目・数量	生活必需品	品目名	数量
引渡し日時	引渡し 年 月 日 時		
引渡し場所			
その他			

協定 物資・食料関係 10 災害時におけるLPガス等の供給に関する協定書 （東京都LPガス協会北多摩南部支部）	
--	--

文書管理機関名：市総務部	本編該当頁：第2部 p370
--------------	----------------

災害時におけるLPガス等の供給に関する協定書

災害時におけるLPガス等の供給に関し、東京都小金井市（以下「甲」という。）と、一般社団法人東京都LPガス協会北多摩南部支部（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は小金井市地域防災計画に基づき、災害時における民間協力体制の一環として避難所等において利用するLPガス等の供給について、乙の協力を得ることにより市民生活の安定を確保することを目的とする。

（協力要請）

第2条 災害が発生し、甲が避難所等へLPガス等の供給を要するとき、甲は乙に対しLPガス等の供給を要請することができる。

（要請の手続き）

第3条 甲は乙に対し、この協定による協力の要請をするときは、日時、場所、その他必要な事項を明らかにして、文書をもって要請しなければならない。

ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭をもって要請し、後日文書をもって処理する。

（協力業務）

第4条 甲は、災害時において避難所等へのLPガス等の供給が円滑に行われるよう、平素から受入れ体制の整備に努めるものとする。

2 乙は甲から要請を受けた事項に対し、特別の理由がない限り必要な措置をとるものとする。

（費用）

第5条 乙が避難所等へLPガス等を供給した費用は、乙の請求に基づき甲が支払うものとする。

（費用の請求等）

第6条 乙は、LPガス等の引渡し後、甲の認定を受けて、当該地域における通常の時価をもって甲に請求するものとする。

2 甲は、前項により乙から請求を受けたときは、速やかにこれを支払うものとする。

（従事者の災害補償）

第7条 甲は、甲の要請によりこの協定に基づく業務に従事した者が、その者の責めに帰することのできない理由により死亡又は負傷した場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京市町村総合事務組合条例第19号）の規定の限度において補償するものとする。

（協議）

第8条 この協定書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（有効期限）

第9条 この協定の有効期間は平成31年4月22日から平成32年3月31日までとする。
ただし、期間満了の日3か月前までに、甲乙からの意思表示がないときは、1年間延長されたものとみなし、以降この例による。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保管するものとする。

平成31年4月22日

甲 小金井市本町六丁目6番3号
小金井市
代表者 小金井市長

乙 府中市押立町三丁目28番30号
一般社団法人 東京都LPガス協会 北多摩南部支部
代表者 支部長

協定 物資・食料関係 11 防災用品のあっせんに関する協定書 （社会福祉法人東京コロニー）	
文書管理機関名：市総務部	本編該当頁：第2部 p370

防災用品のあっせんに関する協定書

小金井市（以下「甲」という。）は、市民に対し防災用品をあっせんすることについて、社会福祉法人東京コロニー（以下「乙」という。）と次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 市民の防災意識の高揚及び防災行動力の充実強化を促進するため、低廉かつ良質な防災用品をあっせんすることを目的とする。

（あっせん事業の実施方法及び実施期間）

第2条 あっせん方法はパンフレットによるあっせんとし、実施期間は甲乙協議の上、決定するものとする。

（あっせん品目及び価格）

第3条 あっせん品目及び価格は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（甲の責務）

第4条 甲は、市民に対してあっせんに関する広報業務を実施し周知する。

（乙の責務）

第5条 あっせん事業における乙の責務は、次のとおりとする。

- (1) 乙は、甲に対してあっせん物品の貸出しを行うこと。
- (2) 乙は、市民からの申込みを受け、品目等を確認の上、申込者へ宅配する。なお、配送は小金井市内に限るものとし、配送料はあっせん価格に含むものとする。
- (3) 乙は、納品時に代金の受領を行い、領収書を発行すること。
- (4) 乙は、随時申込み等の状況を甲に報告すること。
- (5) 申込者の個人情報について、乙は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、本あっせん以外に使用しない等、適切に取り扱わなければならない。

（問題処理）

第6条 あっせんした防災用品の内容等に関して生じた問題については、原則として乙の責任において処理するものとする。

（協定の有効期間）

第7条 協定の有効期間は、令和2年9月1日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲又は乙からの意思表示がないときは、1年間延長されたものとみなし、以降この例による。

（協定の解除）

第8条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、甲又は乙は、本協定を解除することができる。

- (1) 防災用品のあっせん事業の必要性が失われたとき。

(2) その他、特別な理由と認められる事由が発生したとき。

(疑義等の決定)

第9条 この協定に定めのない事項又は協定の解釈について疑義が生じたときは、
甲乙協議の上、決定するものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、
各1通を保管するものとする。

令和2年8月27日

甲 東京都小金井市本町六丁目6番3号
小金井市
代表者 小金井市長 西岡真一郎

乙 東京都葛飾区金町二丁目8番20号
社会福祉法人 東京コロニー
東京都葛飾福祉工場
代表者 所長

協定 物資・食料関係 12 災害発生時における段ボール製品の調達に関する協定書 （セツカートン株式会社）	
---	--

文書管理機関名：市総務部

本編該当頁：第2部 p370

災害発生時における段ボール製品の調達に関する協定書

小金井市（以下「甲」という。）とセツカートン株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における物資の調達に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、小金井市内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における避難所の設営等に必要な物資の調達に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請及び受託等）

第2条 甲は、災害時において物資を必要とするときは、物資供給要請書（様式第1号）により、乙に協力を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに物資供給要請書を提出するものとする。

2 乙は、甲からの要請を受けたときは、物資の優先調達に努めるものとする。

3 甲は、法第2条第1号に規定する災害以外の災害等により、物資が必要であるときは、乙に物資の要請を行えるものとし、乙は可能な限りその要請に対応するものとする。この場合において、物資の要請及び引渡しに係る手続は、第1項及び第4条の規定を準用する。

（物資の種類）

第3条 乙が調達する物資の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 暖段はこベッド（段ボール製簡易ベッド）
- (2) 段ボール製シート
- (3) 暖段まじきり（段ボール製間仕切り）
- (4) その他乙の取扱商品

（物資の引渡し）

第4条 乙は、甲の指定する場所に物資を搬送し引き渡すものとする。

2 甲は、前項に規定する引渡しの際、甲が指定する者をもってこれを確認させ、物資を受け取るものとする。

3 乙は、搬送終了後、速やかに救援物資供給完了報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（物資の回収）

第5条 乙は、納品した暖段はこベッドの使用が終了し、甲から依頼があった場合、

できる限り暖段はこベッドの回収について調整を行い、リサイクルに努めるものとする。

（経費等の負担及び請求等）

第6条 甲の要請により乙が調達した物資の代金及び運搬に要した経費（以下「経費等」という。）は、災害発生時前の直近の価格を基準とし、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

2 経費等については、甲が相当額を負担する。

3 乙は、経費等を集計し、積算根拠を示す資料を添付して、甲に請求するものとする。

4 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を確認し、速やかに支払を行うものとする。

（連絡窓口及び連絡体制）

第7条 甲及び乙は、この協定に関する連絡窓口を定め、災害時緊急連絡先（様式第3号）により相手方に通知しなければならない。連絡窓口に変更が生じたときも、また、同様とする。

（平常時の協力）

第8条 乙は、甲が実施する災害時に備えた訓練への協力依頼があったときは、可能な範囲において協力するよう努めるものとする。

（有効期間）

第9条 この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙のいずれかが、文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

（協議）

第10条 この協定に関する疑義が生じたとき又はこの協定に定めない事項については、その都度、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定締結の証として本協定書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和3年9月22日

甲 東京都小金井市本町六丁目6番3号
小金井市
代表者 小金井市長 西岡 真一郎

乙 兵庫県伊丹市東有岡五丁目33番地
セツカートン株式会社
代表者 代表取締役 丹羽 俊雄

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

様

小金井市長

物資供給要請書

災害発生時における段ボール製品の調達に関する協定書第2条第1項の規定により、下記のとおり物資の供給を要請します。

記

1 災害時の状況及び応援を必要とする状況

2 応援を必要とする物資の内容等

要請期間	要請物資	要請数量	搬入希望場所
月 日 ～ 月 日			

※ 要請数量は、1日当たりの数量とする。

問合せ先

担 当

電 話

F A X

メー ル

様式第 2 号（第 4 条関係）

年 月 日

（宛先） 小金井市長

救援物資供給完了報告書

災害発生時における段ボール製品の調達に関する協定書第 4 条第 3 項の規定により、下記のとおり供給したことを報告します。

記

措置の状況

実施期間	出荷物資	出荷数量	搬入場所
月 日 ～ 月 日			

問合せ先

担 当

電 話

F A X

メー ル

様式第3号（第7条関係）

災害時緊急連絡先

年 月 日現在

企業名：

昼間の連絡先（勤務時間内）		夜間及び休日の連絡先	
担当部署		担当部署	
担当者		担当者	
電話番号		電話番号	
F A X		F A X	
代表者の職・氏名			
担当者の部署・職・氏名			
備 考			

小金井市

昼間の連絡先（勤務時間内）		夜間及び休日の連絡先	
担当部署		担当部署	
電話番号		電話番号	
F A X		F A X	

※夜間及び休日の場合は警備員又は日直が対応後、担当部署へ連絡

小金井市 職員一覧			年 月 日現在		
職名	氏名	内線	職名	氏名	内線

協定 物資・食料関係 13 簡易間仕切りシステム、段ボールベッド等の供給に関する協定書（ボランティア・アーキテクト・ネットワーク）

文書管理機関名：市総務部

本編該当頁：第2部 p370

簡易間仕切りシステム、段ボールベッド等の供給に関する協定書

小金井市（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人ボランティア・アーキテクト・ネットワーク（以下「乙」という。）とは、災害時における物資の調達に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、小金井市内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における乙の考案した簡易間仕切りシステム、段ボールベッド等（以下「間仕切り等」という。）の円滑な供給態勢に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時、防災訓練等において間仕切り等が必要であるときは、乙に対し、その供給を要請することができる。

2 甲は、前項の規定による要請は、物資供給要請書（様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請し、その後速やかに物資供給要請書を提出するものとする。

3 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、間仕切り等の改善を要請することができる。

4 甲は、法第2条第1号の規定する災害以外の災害等により、間仕切り等の供給が必要であるときは、乙に要請を行えるものとし、乙は可能な限りその要請に応じるものとする。この場合において、要請に係る手続は第2項の規定を準用する。

（協力等）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、当該要請に対し、可能な限り協力するものとする。

（間仕切り等の引渡し）

第4条 間仕切り等の引渡場所及び日時は、甲が災害時の状況に応じて指定するものとし、当該引渡場所までの間仕切り等の運搬は、乙又は乙が委託する者が行うものとする。ただし、乙又は乙が委託する者が当該運搬を行うことができない場合は、甲又は甲が指定する者が当該運搬を行うものとする。

（間仕切り等の経費）

第5条 甲は、間仕切り等の引渡しを受けた後、乙の請求に基づき速やかにその経費を乙に支払うものとする。

2 間仕切り等の経費は、甲、乙が協議して決定するものとする。

3 乙が行った運搬に係る費用は、甲が負担するものとする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲、乙が協議の上、その都度、決定するものとする。

（協定の効力及び更新）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲、乙のいずれからも文書によってこの協定を更新しない旨の通知がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効期間を延長することとし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲、乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和3年12月8日

甲 東京都小金井市本町六丁目6番3号
小金井市
代表者 小金井市長 西岡 真一郎

乙 東京都世田谷区松原五丁目2番4号
特定非営利活動法人
ボランティア・アーキテクト・ネットワーク
代表者 代表理事 坂 茂

様式（第2条関係）

年 月 日

様

小金井市長

物資供給要請書

災害時における簡易間仕切りシステム、段ボールベッド等の供給に関する協定書第2条第2項の規定により、下記のとおり要請します。

記

物資名	要請数量	搬入希望日（希望場所）	備考
		月 日（ ）	

問合せ先

担 当 _____

電 話 _____

F A X _____

メー ル _____

協定 通信・情報関係 1 災害時の情報交換に関する協定（国土交通省）

文書管理機関名：市総務部

本編該当頁：第1部 p46

災害時の情報交換に関する協定

国土交通省関東地方整備局（以下「甲」という。）と、小金井市（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、小金井市内において災害が発生又は災害が発生するおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等（以下「情報交換」という。）について定め、もって、迅速かつ的確な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- (1) 小金井市内で重大な被害が発生又は発生するおそれがある場合
- (2) 小金井市災害対策本部が設置された場合
- (3) その他甲又は乙が必要とする場合

（情報交換の内容）

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- (1) 一般被害状況に関すること
- (2) 公共土木施設（道路、河川、都市施設等）の被害状況に関すること
- (3) その他甲又は乙が必要な事項

（情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合又は甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（平素の協力）

第5条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第6条 本協定に疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は、2通作成し、甲乙押印のうえ各1通を所有する。

平成26年2月3日

甲) 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1
さいたま新都心合同庁舎2号館
国土交通省関東地方整備局

乙) 東京都小金井市本町六丁目6番3号
小金井市

協定 通信・情報関係 2 非常通信の運用に関する協定書（小金井消防署）

文書管理機関名：市総務部

本編該当頁：第 2 部 p249

非常通信の運用に関する協定書

小金井市（以下「甲」という。）及び東京消防庁小金井消防署（以下「乙」という。）は、東京都地域防災計画に定める非常無線通信の利用（電波法第 5 2 条第 4 号に定める非常通信）に基づく通信及びその他非常時において用いられる必要な通信（以下「非常通信」という。）の円滑な運用を図るため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定書は、甲が非常通信を行う場合において、乙に協力を要請するときに必要な事項について定める。

（非常通信の扱い）

第 2 条 甲は、甲の有する施設内において東京都防災行政無線が使用不能となった場合、乙に協力を要請することにより非常通信を行うことができる。

2 前項により、甲が乙に協力を要請したときは、乙は自らの専従職務に支障のない範囲で甲が行う非常通信に協力する。

（伝達的手段）

第 3 条 非常通信は、乙の有する消防電話用通信設備のうち電話又はファクシミリによるものとする。

（伝達の方法）

第 4 条 非常通信は、甲が自らの非常通信文を持参し、乙の有する通信設備を使用して非常通信文を送信することにより行うものとする。

2 前項により甲が乙の設備を使用して行う非常通信に対して、乙は出来る限り協力する。

3 乙の有する通信設備において甲を受取手とする非常通信文を受信した場合には、原則として甲が自ら受領し持ち帰るものとする。

（非常通信の受付）

第 5 条 甲と乙は、甲による非常通信の協力要請を受け付ける乙の受付担当をあらかじめ確認しておく。

2 前項の受付担当は、甲においては防災担当課長を、乙においては東京消防庁小金井消防署警防課長をもって充てる。

（身分の確認）

第 6 条 甲は、非常通信のために乙の施設へ立ち入るときは、身分が確認できるものを持参し、乙の職員から提示を求められたときには速やかに提示する。

（費用負担）

第 7 条 甲が乙の通信設備を使用して行う非常通信に係る費用は無償とする。

（訓練）

第8条 甲が非常通信訓練を実施するときは、乙はそれに協力する。

（疑義の決定方法）

第9条 この協定書の各条項について疑義が生じたとき及びこの協定書に定めのない事項については、その都度甲乙で協議する。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、締結の日から平成21年3月31日までとする。なお、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからもなんら申出がないときは、この協定書は更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

甲乙は、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保管する。

平成20年4月1日

東京都小金井市本町六丁目6番3号

甲 小金井市

東京都小金井市本町六丁目6番1号

乙 東京消防庁小金井消防署

協定 通信・情報関係 3 災害時における災害情報の放送等に関する協定書 (J-COM)	
文書管理機関名：市総務部	本編該当頁：第2部 p265

災害時における災害情報の放送等に関する協定書

小金井市（以下「甲」という。）と株式会社ジェイコム東京（以下「乙」という。）とは、災害情報の放送等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、小金井市内で地震、風水害その他の災害が発生又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、災害時の情報（以下「災害情報」という。）を市民に迅速かつ正確に伝えるため、乙が甲に対し放送等をもって協力することを目的とする。

（要請及び協力）

第2条 甲は災害時に、災害情報の放送等を乙に要請するものとする。

2 前項に規定する要請は、原則として放送要請書（別記様式）により、FAX又は電子メールで行うものとする。

3 乙は、甲から要請を受けた場合は、通常番組の放送その他の業務に優先して協力するものとする。

（放送内容）

第3条 乙が放送する災害情報は、甲から受けた放送要請書に添って放送するものとし、主な放送内容は次に掲げるとおりとする。

- (1) 地震に関する事項
- (2) 風水害に関する事項
- (3) 大規模災害に関する事項の予知（防止）、発生、復旧等に係る内容

（連絡調整）

第4条 この協定事項が円滑に実施されるよう、甲及び乙は、それぞれ連絡責任者を定め、必要に応じて連絡調整を行うものとする。

2 前項の連絡責任者は、甲においては広報担当課長を、乙においては株式会社ジェイコム東京西エリア局管理部長をもって充てる。

（協定の期間）

第5条 この協定の有効期間は、平成18年8月3日から平成19年8月2日までとする。ただし、期間終了の日の3か月前までに、甲乙に何らかの意思表示がないときは、1年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定する。

上記協定締結の証として、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

平成18年8月3日

甲 小金井市本町六丁目6番3号
小金井市

乙 練馬区高野台五丁目22番1号
株式会社ジェイコム東京

様式 (第2条関係)

年 月 日		
株式会社ジェイコム東京 代表取締役社長 様 <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">小金井市長</div>		
<h2 style="margin: 0;">放 送 要 請 書</h2>		
下記のとおり災害情報等の放送をお願いします。		
記		
件 名		
放送希望日	年 月 日 から 年 月 日 まで	
担 当 者	連絡先	小金井市本町6丁目3番3号 小金井市 部 課 TEL FAX E-mail
放 送 内 容		

協定 通信・情報関係 4 大規模地震等の災害発生における情報収集連絡体制にかかわる協定書（小金井市アマチュア無線クラブ）	
---	--

文書管理機関名：市総務部	本編該当頁：第2部 p250
--------------	----------------

大規模地震等の災害発生における情報収集連絡体制にかかわる協定書

大規模地震等の災害発生時における情報収集体制を早期に確立し、市内の被害状況を的確に把握し、市民の安全を確保するため、非常時の情報収集の補助手段として、小金井市（以下「甲」という。）と小金井市アマチュア無線クラブ・小金井市役所アマチュア無線クラブ（以下「乙」という。）の間において、下記のとおり協定する。

記

（総則）

第1条 乙は、大規模地震等の災害発生時に無線局を開局し、クラブ員及び市内のアマチュア無線局相互の通信により、市内及び周辺の被災状況の把握につとめ、甲の災害対策本部に情報を提供するものとする。

（無線局）

第2条 無線局とは、市役所の附属施設内に設置された局をいう。

（無線局を運用する要員）

第3条 無線局を運用する要員については、乙に所属するクラブ員をこれに充てる。

（運用の期間）

第4条 災害に対応する無線局の運用期間は、平常時にあっては専ら操作訓練のためとし、災害発生時あっては、災害発生から被害の終息までとする。

2 甲は、情報の収集の必要がないと判断される場合は、乙に対し速やかに連絡するものとする。

（情報収集の内容）

第5条 災害時における乙の情報収集する内容は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 火災発生の場所、状況等
- (2) 家屋損壊状況
- (3) 救急、救助の必要場所
- (4) 道路、電気、ガス、水道、電話等のライフラインの状況等
- (5) 市民の避難状況等
- (6) その他必要事項

（損害補償）

第6条 通信活動に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかったときは、

東京都市町村消防団員等公務災害補償条例の規定に基づき、甲が補償するものとする。

（協議事項）

第7条 この協定書に定めのない事項は、必要に応じて、甲、乙協議して定めるものとする。

平成8年3月1日

甲 小金井市

乙 小金井市アマチュア無線クラブ
小金井市役所アマチュア無線クラブ

協定 通信・情報関係 5 防災行政無線の再送信連携に係る覚書（J-COM）	
文書管理機関名：市総務部	本編該当頁：第2部 p250

防災行政無線の再送信連携に係る覚書

小金井市（以下「甲」という。）と、株式会社ジェイコム東京（以下「乙」という。）とは、甲が防災行政無線により市民向けに実施している行政告知放送を、乙の設備を利用し再送信を行うことに関して合意したので本覚書を締結する。

（再送信の同意）

第1条 甲及び乙は、防災行政無線により市民向けに実施している放送を、乙の設備（第6条に定義する）を利用し、乙の緊急地震速報サービスに加入している者に貸与している専用端末を通して、再送信を行うことに同意する。

2 乙は、甲が提供する放送の内容について、変更を加えないものとする。

（有効期間）

第2条 本覚書の有効期間は、覚書締結日から平成29年3月31日までとする。ただし、甲・乙双方から期間満了3か月前までに書面による申し出がない場合は、有効期間を1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（提供エリア）

第3条 本覚書で合意した再送信の提供対象は、東京都小金井市内とし、乙が運営するサービス提供が可能な世帯とする。これ以外の地域に関しては再送信を行わないものとする。

（費用）

第4条 本覚書による甲の放送内容提供の対価は無償とする。

2 乙は、甲から提供された放送内容を乙の緊急地震速報サービス加入者に対して、無償で再送信するものとする。ただし、乙が提供している緊急地震速報サービスに関しては、利用料金を含め乙所定の契約条件によるものとし、甲は乙に対して制限をかけないものとする。

3 甲及び乙は、再送信を実施するに当たり必要となる甲の設備及び乙の設備の改修等の費用に関して、自らの責任と負担において実施し、相手方に請求しないものとする。

4 乙の設備設置が原因で、甲の設備の本来の使用目的（別途定める）が達成できない場合は、甲は乙に原状回復に係る費用を請求できるものとする。

(免責事項)

第5条 乙は、乙の設備の維持管理を乙の責任において実施するが、天変地災その他事故等により、再送信が実施できなかった場合でも、なんら責任を負わないものとする。

2 再送信する放送内容に関しては、甲が実施したものは甲の責任とし、乙は責任を負わないものとする。乙は、乙の緊急地震速報サービス加入者から再送信の内容に関する質疑、異議、請求等があるときは、これを甲に引き継ぐ。

3 甲は、乙の緊急地震速報サービス加入者から乙の設備や端末についての操作や不具合等についての質疑、異議、請求等があるときは、これを乙に引き継ぐ。

(設備の維持管理)

第6条 甲の設備及び乙の設備は、別紙1に規定する。

2 本覚書で合意した再送信のため、甲及び乙は、各々の設備について各々の責任と負担において、維持管理を行うものとする。なお、甲が所有又は管理する施設内の乙の設備にかかる電気料金等は甲が負担するものとする。

3 乙は、再送信のために、甲の設備の点検が必要と判断した場合、事前に甲の承諾を得たうえで、甲の設備に立ち入り点検を実施することができるものとする。この場合、事後速やかに甲に点検の結果を報告するものとする。

4 前項に定める点検や維持管理に関する作業を実施する場合、甲は乙からの要請があった場合、甲の施設管理を委託する事業者へ協力を要請するものとする。

(守秘義務)

第7条 甲及び乙は、本覚書に規定する業務の遂行に当たり知り得た相手方の事業上、技術上の事項について、第三者に開示してはならない。ただし、事前に甲・乙合意した事項に関してはこの限りではない。

(解除)

第8条 甲又は乙が、第2条の有効期間中に本覚書を解除しようとする場合には、3か月前に相手方に書面にて通知することにより、本覚書を将来に向かって解除することができる。

(権利義務)

第9条 甲及び乙は、相手方の事前の承諾なく、本覚書上の地位、及び権利義務を第三者に譲渡し、引き受けさせ、その他処分しないものとする。

(協議事項)

第10条 本覚書に定めのない事項については、誠意を持って甲及び乙協議のうえ定めるものとする。

本覚書合意の証として、本書を2通作成し甲・乙それぞれ各1通を保有する。

平成 28年 5月 11日

署名

甲：東京都小金井市本町6-6-3
小金井市
市長

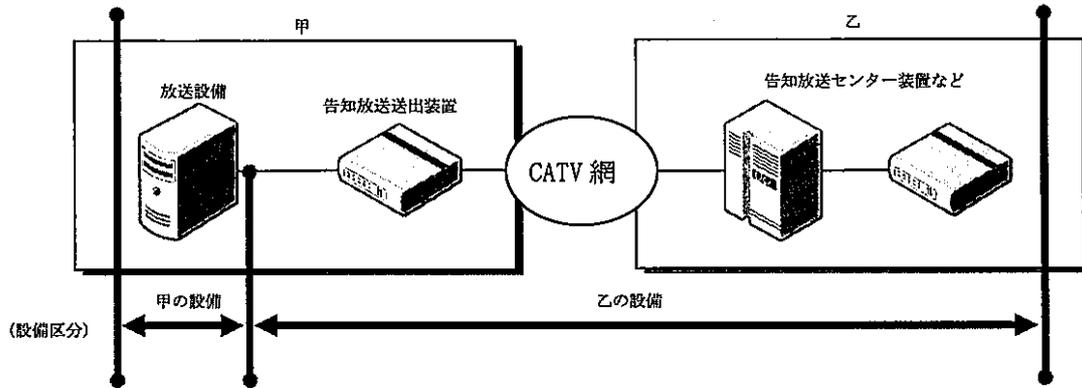
..... 印

署名

乙：東京都小金井市梶野町4-5-1
株式会社ジェイコム東京 西エリア局
局長

..... 印

別紙1 甲の設備及び乙の設備



協定 通信・情報関係 6 災害に係る情報発信等に関する協定（ヤフー株式会社）	
文書管理機関名：市総務部	本編該当頁：第2部 p251

災害に係る情報発信等に関する協定

小金井市およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

（本協定の目的）

第1条 本協定は、小金井市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、小金井市が小金井市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ小金井市の行政機能の低下を軽減させるため、小金井市とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

（本協定における取組み）

第2条 本協定における取組みの内容は次の中から、小金井市およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。

- (1) ヤフーが、小金井市の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、小金井市の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - (2) 小金井市が、小金井市内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (3) 小金井市が、小金井市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (4) 小金井市が、災害発生時の小金井市内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (5) 小金井市が、小金井市内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (6) 小金井市が、小金井市内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
- 2 小金井市およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
- 3 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、小金井市およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

（費用）

第3条 前条に基づく小金井市およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるもの

とし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

（情報の周知）

第4条 ヤフーは、小金井市から提供を受ける情報について、小金井市が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

（本協定の公表）

第5条 本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、小金井市およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

（本協定の期間）

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第7条 本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、小金井市およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、小金井市とヤフー両者記名押印のうえ各1通を保有する。

令和元年7月10日

小金井市：東京都小金井市本町6丁目6番3号
小金井市長

ヤフー：東京都千代田区紀尾井町1番3号
ヤフー株式会社
代表取締役

協定 通信・情報関係 7 災害時における罹災証明書発行に関する協定書 （小金井消防署）	
文書管理機関名：市総務部	本編該当頁：第 2 部 p425

災害時における罹災証明書発行に関する協定書

小金井市（以下「甲」という。）と東京消防庁小金井消防署（以下「乙」という。）とは、相互協力により災害時における火災被害に係る罹災証明書の発行及びその根拠となる火災調査を円滑に行うため、次の条項により協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、災害発生に備え、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づき、被災者の生活再建支援等の業務を円滑に遂行するため、災害時における罹災証明書の発行及びその根拠となる火災調査に関する事項を定めることを目的とする。

（連絡会の開催）

第 2 条 甲と乙とは、災害発生後に協議を行い、連携して罹災証明の発行を行うことが必要と認めた場合は、連絡会を開催して次に掲げる項目を定める。

- (1) 被害状況調査開始時期に関すること。
- (2) 被害状況調査体制に関すること。
- (3) 情報の共用に関すること。
- (4) 発行場所に関すること。
- (5) 発行窓口業務に関すること。
- (6) 発行開始時期及び終期に関すること。
- (7) その他必要な事項に関すること。

（被災者生活再建支援システム等の活用）

第 3 条 甲は、乙が火災調査業務を行う場合において、被災者生活再建支援システムから出力した調査票を乙に提供する等、必要に応じ当該システムを活用するものとする。

（被災情報の提供）

第 4 条 甲は、乙が火災被害に対する被害状況調査を行うために必要があると認められる場合は、乙の求めに応じて、被災者の情報（住民基本台帳及び固定資産家屋課税台帳に係る情報のうち、被災者生活再建支援システムに記録される情報をいう。）を提供する。

2 乙は、甲が罹災証明書の発行及び被災者台帳（被災者の被害情報や生活再建支援施策の実施状況を管理する台帳をいう。以下同じ。）の作成を行うために必要があると認められる場合は、甲の求めに応じて、火災被害情報調査結果の情報を提供する。

3 甲は、作成した被災者台帳のうち、乙の業務に必要と認められる情報を乙に提供する。

（発行窓口業務）

第 5 条 乙は、甲が開設する罹災証明書の発行窓口において、甲の求めに応じて、火災被害に係る必要な支援業務を行うものとする。

（情報管理）

第 6 条 甲及び乙は第 4 条の規定により提供を受けた情報を適切に管理しなければならない。

2 甲及び乙は、提供を受けた情報について漏えい等の事故が発生したときは、直ちに提供元に報告し、適切な措置を講じなければならない。

（提供情報の目的外使用の禁止）

第7条 乙は、甲から提供を受けた情報を、第4条第1項及び第3項に規定する業務以外の目的に使用してはならない。

2 甲は、乙から提供を受けた情報を、第4条第2項に規定する業務以外の目的に使用してはならない。

（その他）

第8条 この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙が協議して決定する。

上記協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和2年12月1日

甲 小金井市本町六丁目6番3号
小金井市長 西岡真一郎

乙 小金井市本町六丁目6番1号
東京消防庁小金井消防署
小金井消防署長 大橋一朗

協定 通信・情報関係 8 災害時の避難所等に係る情報提供に関する協定 （株式会社バカン）	
文書管理機関名：市総務部	本編該当頁：第 2 部 p251

災害時の避難所等に係る情報提供に関する協定

東京都小金井市（以下「甲」という。）と株式会社バカン（以下「乙」という。）は、災害に係る情報提供等に関し、次のとおり協定を締結する。

（協定の目的）

第 1 条 この協定は、災害時に備え、甲と乙が互いに協力し、甲が小金井市民に対して必要な情報を提供する手段を充実させることを目的とする。

（実施内容）

第 2 条 前条の目的を達成するため、この協定で実施する協力内容は、次のとおりとする。

- (1) 甲は、甲の避難所等の災害に係る情報を乙に提供すること。
- (2) 乙は、提供された情報を自社サービス上に掲載するなどし、住民に対し周知すること。

（費用の負担）

第 3 条 前条に基づく甲乙それぞれの作業については、別段の合意がない限り無償で行われるものとし、その一切の経費は、各自が負担するものとする。

（二次利用）

第 4 条 乙は、この協定で得た情報を第三者に提供する場合は、あらかじめ甲に報告しなければならない。

（協定の期間）

第 5 条 この協定の有効期間は、協定締結日から令和 5 年 3 月 31 日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の 2 か月前までに、甲又は乙から何ら

意思表示がないときは、協定期間は更に1年延長するものとし、その後もまた同様とする。

（その他）

第6条 この協定について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年5月21日

甲 東京都小金井市本町六丁目6番3号

小金井市

代表者 小金井市長 西岡 真一郎

乙 東京都千代田区永田町二丁目17番地3

住友不動産永田町ビル2階

株式会社バカン

代表者 代表取締役 河野 剛 進

協定 相互応援 1 小金井市・宇治市災害時相互応援協定	
文書管理機関名：市総務部	本編該当頁：第 2 部 p184, p230

小金井市・宇治市災害時相互応援協定

小金井市と宇治市（以下「協定市」という。）は、いずれかの市域において災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害が発生し、災害を受けた市（以下「被災市」という。）が十分な応急対策を実施できない場合に、当該被災市の応急対策および復旧活動が迅速かつ円滑に遂行されるよう協定市が相互に応援し、かつ協力することについて、次のとおり協定を締結する。

（連絡体制）

第 1 条 協定市は、あらかじめ相互応援のための連絡窓口を定め、災害が発生した場合には、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

（応援の内容）

第 2 条 応援の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品の供給に必要な資機材の提供及びあっせん
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材の提供及びあっせん
- (3) 応援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供及びあっせん
- (4) 救援及び応急措置に必要な職員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (6) 被災した児童・生徒の受け入れ
- (7) ボランティアのあっせん
- (8) ホームページの代理掲載など災害時の情報発信協力
- (9) 前各号に掲げるもののほか特に要請がある事項

(応援要請の手続き)

第3条 応援を要請しようとする被災市は、次の事項を明らかにし、電話又は電信により応援を要請するものとする。この場合において、被災市は必要事項を記載した文書を後日、速やかに協定市に送付しなければならない。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種、人数等
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援の実施)

第4条 応援を要請された市は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、極力これに応じ応援活動に努めるものとする。

2 激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被災市との連絡がとれない場合には、当該被災市外の協定市は、自主的判断により緊急応援活動を行うことができる。

3 前項の応援については、被災市から応援の要請があったものとみなす。

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、原則として被災市の負担とする。ただし、これによりがたい場合は、被災市と協定市が協議して別に定めるものとする。

2 被災市が負担すべき費用を支弁するいとまがない場合は、応援

した協定市が一時繰替支弁するものとする。

(その他)

第6条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

2 この協定に定めのない事項については、協定市が協議して定めるものとする。

(効力の発生)

第7条 この協定は、協定を締結した日から効力を発生するものとする。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、各協定市は署名押印のうえ、各1通を保管するものとする。

平成26年6月25日

小金井市長

宇治市長

協定 相互応援 2 宗像市と小金井市の災害時相互応援に関する協定書

文書管理機関名：市総務部

本編該当頁：第2部 p184, p230

宗像市と小金井市の災害時相互応援に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、宗像市（以下「甲」という。）と小金井市（以下「乙」という。）との協議により、甲又は乙において、災害が発生し、被災市独自では十分な応急対策及び復旧対策を実施することができない場合において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項に規定する応援を円滑に遂行するため、基本的な事項について定めるものとする。

(連絡の窓口)

第2条 甲及び乙は、災害が発生した場合、各々の市における防災担当を窓口とし、相互に連絡するものとする。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (5) 救援、救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (6) ボランティアのあっせん
- (7) 前各号に定めるもののほか、被災市から特に要請のあった事項

(応援要請の手続き)

第4条 応援を要請しようとする場合は、次の各号に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。ただし、緊急の場合は、電話又は電信等により要請することができるものとし、その後、速やかに書面を提出するものとする。

- (1) 被害状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる品目の名称、規格及び数量等
- (3) 前条第4号に掲げる施設に一時収容を要する被災者の人数及び期間
- (4) 前条第5号に掲げる職員の人数及び従事内容並びに期間
- (5) 前条第6号に掲げるボランティアの人数及び従事内容並びに期間
- (6) 応援を受ける場所及びその経路
- (7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(自主応援)

第5条 被災市から応援要請の依頼がない場合、応援する市において事態が緊急を要すると判断した場合は、前条の規定による要請の有無にかかわらず、必要な応援を行うことができるものとする。

(指揮権)

第6条 応援に従事する職員は、被災市の市長の指揮の下に行動するものとする。

(経費の負担)

第7条 応援に要した費用は、応援を受けた市で負担するものとする。

2 応援を受けた市が前項の規定による費用を支弁するいとまがないときは、応援を受けた市の求めにより、応援を要請された市は、当該費用を一時繰替えて支弁することができるものとする。

3 前2項の規定によりがたいときは、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

(災害補償等)

第8条 第3条第5号の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。

2 派遣職員が公務執行中において、第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援を受けた市が、往復経路の途中に生じたものについては応援を要請された市が、それぞれ賠償の責めを負うものとする。

(情報の交換)

第9条 甲及び乙は、この協定に基づく応援を円滑に行うため、地域防災計画その他防災に関する情報を相互に交換するものとする。

(他市への支援)

第10条 甲又は乙が他の被災市等へ支援を実施している場合においては、その支援に係る応援を、甲及び乙の協議により、実施ができるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

(効力)

第12条 この協定は、締結の日から効力が生じるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成24年11月 1日

甲 宗像市長

乙 小金井市長

協定 相互応援 3 小金井市と飯田市の災害時相互応援に関する協定書

文書管理機関名：市総務部

本編該当頁：第2部 p184, p230

小金井市と飯田市の災害時相互応援に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、小金井市（以下「甲」という。）と飯田市（以下「乙」という。）との協議により、甲又は乙において、災害が発生し、被災市独自では十分な応急対策及び復旧対策を実施することができない場合において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項に規定する応援を円滑に遂行するため、基本的な事項について定めるものとする。

(連絡の窓口)

第2条 甲及び乙は、災害が発生した場合、各々の市における防災担当を窓口とし、相互に連絡するものとする。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (5) 救援、救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (6) ボランティアのあっせん
- (7) 前各号に定めるもののほか、被災市から特に要請のあった事項

(応援要請の手続き)

第4条 応援を要請しようとする場合は、次の各号に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。ただし、緊急の場合は、電話又は電信等により要請することができるものとし、その後、速やかに書面を提出するものとする。

- (1) 被害状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる品目の名称、規格及び数量等
- (3) 前条第4号に掲げる一時収容を要する被災者の人数及び応援期間
- (4) 前条第5号に掲げる職員の人数及び従事内容並びに応援期間
- (5) 前条第6号に掲げるボランティアの人数及び従事内容並びに応援期間
- (6) 応援を受ける場所及びその経路
- (7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(自主応援)

第5条 被災市から応援要請の依頼がない場合、応援する市において事態が緊急を要すると判断した場合は、前条の規定による要請の有無にかかわらず、必要な応援を行うことができるものとする。

(指揮権)

第6条 応援に従事する職員は、被災市の市長の指揮の下に行動するものとする。

(経費の負担)

第7条 応援に要した費用は、応援を受けた市で負担するものとする。

2 応援を受けた市が前項の規定により負担する費用を支弁するいとまがないときは、応援を受けた市の求めにより、応援を要請された市は、当該費用を一時繰替えて支弁することができるものとする。

3 前2項の規定によりがたいときは、甲及び乙がその都度協議して定める。

(災害補償等)

第8条 第3条第5号の規定により派遣された職員(以下「派遣職員」という。)に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)の定めるところによる。

2 派遣職員が公務執行中において、第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援を受けた市が、往復経路の途中に生じたものについては応援を要請された市が、それぞれ賠償の責めを負うものとする。

(情報の交換)

第9条 甲及び乙は、この協定に基づく応援を円滑に行うため、地域防災計画その他防災に関する情報を相互に交換するものとする。

(他市への支援)

第10条 甲又は乙が他の被災市へ支援を実施している場合においては、その支援に係る応援を、甲及び乙の協議により、実施ができるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成24年6月29日

甲 東京都小金井市
小金井市長

乙 長野県飯田市
飯田市長

協定 相互応援 4 小金井市と北上市の災害時相互応援に関する協定書

文書管理機関名：市総務部

本編該当頁：第2部 p184, p230

小金井市と北上市の災害時相互応援に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、小金井市（以下「甲」という。）と北上市（以下「乙」という。）との協議により、甲又は乙において、災害が発生し、被災市独自では十分な応急対策及び復旧対策を実施することができない場合において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項に規定する応援を円滑に遂行するため、基本的な事項について定めるものとする。

(連絡の窓口)

第2条 甲及び乙は、災害が発生した場合、各々の市における防災担当を窓口とし、相互に連絡するものとする。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (5) 救援、救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (6) ボランティアのあっせん
- (7) 前各号に定めるもののほか、被災市から特に要請のあった事項

(応援要請の手続き)

第4条 応援を要請しようとする場合は、次の各号に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。ただし、緊急の場合は、電話又は電信等により要請することができるものとし、その後、速やかに書面を提出するものとする。

- (1) 被害状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる品目の名称、規格及び数量等
- (3) 前条第4号に掲げる施設に一時収容を要する被災者の人数及び期間
- (4) 前条第5号に掲げる職員の人数及び従事内容並びに期間
- (5) 前条第6号に掲げるボランティアの人数及び従事内容並びに期間
- (6) 応援を受ける場所及びその経路
- (7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(自主応援)

第5条 被災市から応援要請の依頼がない場合、応援する市において事態が緊急を要すると判断した場合は、前条の規定による要請の有無にかかわらず、必要な応援を行うことができるものとする。

(指揮権)

第6条 応援に従事する職員は、被災市の市長の指揮の下に行動するものとする。

(経費の負担)

第7条 応援に要した費用は、応援を受けた市で負担するものとする。

2 応援を受けた市が前項の規定による費用を支弁するいとまがないときは、応援を受けた市の求めにより、応援を要請された市は、当該費用を一時繰替えて支弁することができるものとする。

3 前2項の規定によりがたいときは、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

(災害補償等)

第8条 第3条第5号の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。

2 派遣職員が公務執行中において、第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援を受けた市が、往復経路の途中に生じたものについては応援を要請された市が、それぞれ賠償の責めを負うものとする。

(情報の交換)

第9条 甲及び乙は、この協定に基づく応援を円滑に行うため、地域防災計画その他防災に関する情報を相互に交換するものとする。

(他市への支援)

第10条 甲又は乙が他の被災市等へ支援を実施している場合においては、その支援に係る応援を、甲及び乙の協議により、実施ができるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

(効力)

第12条 この協定は、締結の日から効力が生じるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成24年5月15日

甲 小金井市長

乙 北上市長

協定 相互応援 5 三鷹市、小金井市の消防の相互応援に関する協定書	
文書管理機関名：市総務部	本編該当頁：第2部 p142, p230

三鷹市、小金井市の消防の相互応援に関する協定書

三鷹市（以下「甲」という。）、小金井市（以下「乙」という。）は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、消防の相互応援に関して、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、火災その他の非常災害が発生した場合に、甲乙相互の消防力を活用して、その被害を最小限度に防止することを目的とする。

（出動）

第2条 この協定により応援出動する消防隊（以下「消防隊」という。）は、甲にあっては三鷹市消防団、乙にあっては小金井市消防団とする。

（出動方法）

第3条 相互応援に関する出動の方法は、次に掲げるとおりとする。

(1) 普通応援

別表に定める区域に発生した火災を受報又は覚知した場合は、応援側から1隊出動するものとする。

(2) 特別応援

甲又は乙の管内に、大規模災害等の非常事態が発生し、応援を必要とする場合は、別表の応援する区域の規定にかかわらず、被応援側の市長もしくは消防団長の応援要請又は応援する市の状況判断により、応援出動するものとする。この場合において、消防隊の出動数については、応援する市において決定する。

（指揮）

第4条 消防隊は、現場にある被応援側最高指揮者の指揮にすべて従うものとする。

（報告）

第5条 消防隊の長は、現場到着時の状況及び応援作業中の防災行動について、速やかに被応援側最高指揮者に報告するものとする。

（費用負担）

第6条 応援のために要した経費及び事故（隊員の負傷、機械器具の損傷等）により生じた経費は、応援した市の負担とする。

2 前項以外の費用は、被応援市の負担とする。

（協議）

第7条 この協定による相互応援の実施について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

（効力発生日）

第8条 この協定は、平成21年4月1日から実施する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、記名押印の上、各1通を保存するものとする。

平成21年3月31日

三鷹市長

小金井市長

別 表

応援する市	応援する区域
三鷹市	小金井市東町1丁目1番、2番、3番、4番、5番、6番、7番、8番、24番、25番、26番、27番、28番及び45番
	小金井市東町2丁目1番、2番、3番、4番、5番、6番、7番、8番、22番、23番及び24番
小金井市	三鷹市井口4丁目6番、7番、8番、17番、18番、19番、20番及び21番
	三鷹市井口5丁目7番、8番及び9番
	三鷹市大沢3丁目10番

協定 相互応援 6 武蔵野市、小金井市の消防の相互応援に関する協定書

文書管理機関名：市総務部

本編該当頁：第2部 p142, p230

武蔵野市、小金井市の消防の相互応援に関する協定書

武蔵野市（以下「甲」という。）と小金井市（以下「乙」という。）は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、消防の相互応援に関して、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、火災その他の非常災害が発生した場合に、甲乙相互の消防力を活用して、その被害を最小限度に防止することを目的とする。

（出動）

第2条 この協定により応援出動する消防隊（以下「消防隊」という。）は、甲にあっては武蔵野市消防団、乙にあっては小金井市消防団とする。

（出動方法）

第3条 相互応援に関する出動の方法は、次に掲げるとおりとする。

(1) 普通応援

別表に定める区域に発生した火災を受報又は覚知した場合は、応援側の定めるところにより、出動するものとする。

(2) 特別応援

甲又は乙の管内に、大規模災害等の非常事態が発生し、応援を必要とする場合は、別表の応援する区域の規定にかかわらず、被応援側の市長もしくは消防団長の応援要請又は応援する市の状況判断により、応援出動するものとする。この場合において、消防隊の出動数については、応援する市において決定する。

（指揮）

第4条 消防隊は、現場にある被応援側最高指揮者の指揮にすべて従うものとする。

（報告）

第5条 消防隊の長は、現場到着時の状況及び応援作業中の防災行動について、速やかに被応援側最高指揮者に報告するものとする。

（費用負担）

第6条 応援のために要した経費及び事故（隊員の負傷、機械器具の損傷等）により生じた経費は、応援した市の負担とする。

2 前項以外の費用は、被応援市の負担とする。

（協議）

第7条 この協定による相互応援の実施について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

（効力発生日）

第8条 この協定は、平成20年7月1日から実施する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、記名押印の上、各1通を保存するものとする。

平成20年6月26日

武蔵野市長

小金井市長

別 表

応援する市	応援する区域
武蔵野市	小金井市梶野町1丁目1番、9番及び10番
	小金井市梶野町2丁目1番、2番、13番、14番及び16番
	小金井市梶野町3丁目2番、3番、9番、11番及び12番
	小金井市関野町1丁目1番
	小金井市東町2丁目25番
	小金井市東町3丁目15番及び16番
小金井市	武蔵野市桜堤2丁目1番、2番、3番、4番、5番、6番及び15番
	武蔵野市桜堤3丁目23番、36番及び37番
	武蔵野市境5丁目25番、26番、27番、28番及び32番
	武蔵野市境南町4丁目5番及び11番

協定 相互応援 7 府中市及び小金井市の消防の相互応援に関する協定書

文書管理機関名：市総務部

本編該当頁：第2部 p142, p230

府中市及び小金井市の消防の相互応援に関する協定書

府中市（以下「甲」という。）と小金井市（以下「乙」という。）とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、消防の相互応援に関して、次のとおり協定する。

（目 的）

第1条 この協定は、火災その他の非常災害が発生した場合、甲乙相互の消防力を活用して、その被害を最小限度に防止するために行う消防の相互応援に関し必要な事項を定めるものとする。

（出 動）

第2条 この協定により応援出動する消防隊（以下「消防隊」という。）は、甲にあっては府中市消防団、乙にあっては小金井市消防団とする。

（出動方法）

第3条 相互応援に関する出動の方法は、次の各号に掲げる区分のとおりとす。

(1) 普通応援

別表に定める応援区域に発生した火災を受報又は確認した場合は、応援側から1隊出動するものとする。

(2) 特別応援

甲又は乙の管内に、大規模災害等の非常事態が発生した場合においては、別表に定める応援区域にかかわらず、被応援側の市長もしくは消防団長の応援要請又は応援する市の状況判断により、応援出動できるものとする。この場合において、消防隊の出動数については、応援する市において決定する。

（指 揮）

第4条 消防隊は、現場における被応援側の最高指揮者の指揮にすべて従うものとする。

（報 告）

第5条 消防隊の長は、現場到着時の状況及び応援作業中の防災行動について、速やかに被応援側の最高指揮者に報告するものとする。

（費用負担）

第6条 応援のために要した経費及び事故（隊員の負傷、機械器具の損傷等）により生じた経費は、応援した市の負担とする。

2 前項の経費以外の費用は、被応援市の負担とする。

（協 議）

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（効力発生日）

第8条 この協定は、平成20年7月1日から実施する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を所持するものとする。

平成20年6月24日

府 中 市 長

小 金 井 市 長

別 表

府中市側の応援区域	小金井側の応援区域
小金井市東 町5丁目	府中市多磨町2丁目
前原町1丁目	〃 3丁目
〃 4丁目	〃 4丁目
〃 5丁目	浅間町3丁目
貫井南町1丁目	〃 4丁目
〃 5丁目	新 町2丁目
	〃 3丁目

協定 相互応援 8 小金井市、小平市及び国分寺市に係る消防の相互の応援に関する協定	
--	--

文書管理機関名：市総務部	本編該当頁：第2部 p142, p230
--------------	----------------------

小金井市、小平市及び国分寺市に係る消防の相互の応援に関する協定

小金井市、小平市及び国分寺市（以下「三市」という。）は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、消防の相互の応援に関して、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、三市管内において火災その他の非常災害が発生した場合に、三市の消防力を活用して、その被害を最小限度に防止することを目的とする。

（出動）

第2条 この協定により応援出動する消防隊（以下「消防隊」という。）は、三市管内のそれぞれの消防団とする。

（出動方法）

第3条 相互の応援の方法は、次に掲げるとおりとする。

(1) 普通応援

別表に定める管内で発生した火災を受報又は覚知した場合は、それぞれが応援する区域に応じ、応援側から1隊出動するものとする。

(2) 特別応援

前号の規定にかかわらず、三市管内において、大規模災害等の非常事態が発生し、応援を必要とする場合は、三市のそれぞれの市長もしくは消防団長の応援要請又は応援する市の状況判断により、応援出動するものとする。この場合において、消防隊の出動数については、それぞれの応援する市において決定する。

（指揮）

第4条 消防隊は、現場にある被応援側最高指揮者の指揮にすべて従うものとする。

（報告）

第5条 消防隊の長は、現場到着時の状況及び応援作業中の防災行動について、速やかに被応援側最高指揮者に報告するものとする。

（費用負担）

第6条 応援のために要した経費及び事故（隊員の負傷、機械器具の損傷等）により生じた経費は、それぞれ応援した市の負担とする。

2 前項以外の費用は、被応援市の負担とする。

（協議）

第7条 この協定による相互の応援の実施について疑義が生じたときは、三市で協議の上、決定するものとする。

（効力発生日）

第8条 この協定は、平成20年4月1日から実施する。

この協定を証するため、本書3通を作成し、記名押印の上、各1通を保存するものとする。

平成20年3月25日

小金井市長

小平市長

国分寺市長

別 表

小金井市が応援する区域	小平市管内	上水南町3丁目及び4丁目、回田町、御幸町、花小金井南町1丁目及び3丁目
	国分寺市管内	東元町1丁目、南町1丁目、本町1丁目及び2丁目、本多1丁目及び5丁目
小平市が応援する区域	小金井市管内	関野町1丁目及び2丁目、桜町1丁目、2丁目及び3丁目、貫井北町3丁目
	国分寺市管内	北町1丁目、4丁目及び5丁目、東戸倉1丁目及び2丁目、東恋ヶ窪2丁目及び6丁目、本多3丁目及び4丁目
国分寺市が応援する区域	小金井市管内	貫井北町4丁目及び5丁目、貫井南町3丁目及び4丁目
	小平市管内	上水南町1丁目及び2丁目、上水本町1丁目、3丁目、5丁目及び6丁目、上水新町2丁目及び3丁目

協定 相互応援 9 災害時の避難場所相互利用に関する協定書（国分寺市）	
文書管理機関名：市総務部	本編該当頁：第 2 部 p230

災害時の避難場所相互利用に関する協定書

（趣旨）

第 1 条 この協定は、国分寺市（以下「甲」という。）と小金井市（以下「乙」という。）の地域に災害が発生した場合、市民がそれぞれ甲及び乙が指定する避難場所（避難所を含む。以下同じ。）を相互利用することに関し必要な事項を定めるものとする。

（連絡担当部課）

第 2 条 甲及び乙は、あらかじめ相互利用に関する連絡担当部課を定め、災害発生時に備え、必要な情報を相互に提供するものとする。

第 3 条 甲及び乙の市民は、災害時においてそれぞれの市が指定するすべての避難場所を利用することが出来る。

（被災者への救援等）

第 4 条 避難場所に避難している市民に対して、当該避難場所を有する市は、すべて同等に救援活動等を行うものとする。

（経費の負担）

第 5 条 避難場所における相手方市民への救援活動等に要した経費について、当該避難場所を有する市は、当該市民が居住する市に対し、負担を求めることが出来る。

（情報の交換）

第 6 条 甲及び乙は、災害が発生したときは速やかに連絡するとともに、避難場所及び被災者の状況に関し、相互に情報交換を行うものとする。

（避難場所の記載承認）

第 7 条 甲及び乙は、互いの市境に近接する避難場所について、市が発行する防災地図等に記載することを承認する。

（協定の有効期間）

第 8 条 この協定の有効期間は、締結の日から 1 年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の 3 箇月前までに、甲又は乙がそれぞれの相手に文書をもって協定を延長しない旨の通知をしない場合には、更に 1 年間延長したものとし、以後この期間についてもまた同様とする。

（疑義等の決定）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じたときは、その都度、甲乙間で協議して定めるものとする。

第10条 この協定は、平成15年11月1日から施行する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成15年10月31日

甲 国分寺市戸倉一丁目6番1号

乙 小金井市本町六丁目6番3号

協定 相互応援 10 震災時等の相互応援に関する協定（都内市町村）	
文書管理機関名：市総務部	本編該当頁：第2部 p184, p229

震災時等の相互応援に関する協定

（趣 旨）

第1条 この協定は、東京都市長会を組織する市長と東京都町村会を組織する町村の長の協議により災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条の規定に基づき、この協定を締結した東京都27市3町1村（島しょを除く。以下「市町村」という。）の地域に係る災害が発生し、市町村独自では十分に被災者の救援等の応急措置ができない場合において、被災市町村が他の市町村に応援を要請する応急措置等を円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

（連絡の窓口）

第2条 市町村は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部課を定め、災害が発生したときは、相互に連絡するとともに、東京都市長会及び東京都町村会とも密接な連絡を図るものとする。

（応援の内容）

第3条 応援の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (5) 救援、救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (6) ボランティアの斡旋
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあったもの

（応援要請の手続き）

第4条 応援を求めようとする市町村は、次に掲げる事項を明らかにして、口頭等により要請を行い、後日、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる品目の名称、規格及び数量等
- (3) 前条第4号に掲げる一時収容を要する被災者の状況及び人員
- (4) 前条5号に掲げる職員の職種別の人員
- (5) 前条6号に掲げるボランティアの従事する内容及び人員
- (6) 応答を受ける場所及びその経路並びに期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（実 施）

第5条 応援を要請された市町村は、これに応じ、救援に努めるものとする。

（応援経費の負担）

第6条 応援に要した費用は、原則として応援を要請した市町村の負担とする。

2 前項の規定により難い場合には、別途協議する。

（災害補償等）

第7条 第3条第5号の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。

2 派遣職員が公務執行中第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災市町村が、被災市町村への往復経路の途中に生じたものについては応援を要請された市町村が、それぞれ賠償の責めを負うものとする。

（情報等の交換）

第8条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な情報等を常時交換するものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めがない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

（施行期日）

第10条 この協定は、平成8年3月1日から施行する。

この協定の締結を証するため、市町村長記名押印の上、各自それぞれ1通を保有する。

平成8年3月1日

八王子市長
立川市長
武蔵野市長
三鷹市長
青梅市長
府中市長
昭島市長
調布市長
町田市長
小金井市長
小平市長
日野市長
東村山市長
国分寺市長
国立市長
田無市長
保谷市長
福生市長
狛江市長
東大和市長

清瀬市長
東久留米市長
武蔵村山市長
多摩市長
稲城市長
羽村市長
あきる野市長
瑞穂市長
日の出町長
奥多摩町長
檜原村長

震災時等の相互応援に関する協定の実施要領

（趣旨）

第1条 この実施要領は、震災時等の相互応援に関する協定（以下「協定」という。）に基づく相互応援の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（連絡窓口）

第2条 協定第2条に規定する連絡担当部課は、東京都市町村防災事務連絡協議会を構成する防災関係事務担当所管をもって充てる。

2 東京都市長会と東京都町村会との連絡、調整は、東京都市長会事務局がこれに当たるものとする。

（応援）

第3条 応援を行う職員は、応援を要請された所属市町村の名を表示する腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。

2 応援を行う職員は、災害の状況に応じ必要な被服、当座の食料等を携行するものとする。

附 則

この実施要領は、平成8年3月1日から施行する。

協定 相互応援 11 小金井市と久慈市の災害時相互応援に関する協定書

文書管理機関名：市総務部

本編該当頁：第2部 p184, p230

小金井市と久慈市の災害時相互応援に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、小金井市（以下「甲」という。）と久慈市（以下「乙」という。）との協議により、甲又は乙において、災害が発生し、被災市独自では十分な応急対策及び復旧対策を実施することができない場合において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項に規定する応援を円滑に遂行するため、基本的な事項について定めるものとする。

(連絡の窓口)

第2条 甲及び乙は、災害が発生した場合、各々の市における防災担当を窓口とし、相互に連絡するものとする。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (5) 救援、救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (6) ボランティアのあっせん
- (7) 前各号に定めるもののほか、被災市から特に要請のあった事項

(応援要請の手続き)

第4条 応援を要請しようとする場合は、次の各号に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。ただし、緊急の場合は、電話又は電信等により要請することができるものとし、その後、速やかに書面を提出するものとする。

- (1) 被害状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる品目の名称、規格及び数量等
- (3) 前条第4号に掲げる施設に一時収容を要する被災者の人数及び期間
- (4) 前条第5号に掲げる職員の人数及び従事内容並びに期間
- (5) 前条第6号に掲げるボランティアの人数及び従事内容並びに期間
- (6) 応援を受ける場所及びその経路
- (7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(自主応援)

第5条 被災市から応援要請の依頼がない場合、応援する市において事態が緊急を要すると判断した場合は、前条の規定による要請の有無にかかわらず、必要な応援を行うことができるものとする。

(指揮権)

第6条 応援に従事する職員は、被災市の市長の指揮の下に行動するものとする。

(経費の負担)

第7条 応援に要した費用は、応援を受けた市で負担するものとする。

2 応援を受けた市が前項の規定による費用を支弁するいとまがないときは、応援を受けた市の求めにより、応援を要請された市は、当該費用を一時繰替えて支弁することができるものとする。

3 前2項の規定によりがたいときは、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

(災害補償等)

第8条 第3条第5号の規定により派遣された職員(以下「派遣職員」という。)に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)の定めるところによる。

2 派遣職員が公務執行中において、第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援を受けた市が、往復経路の途中に生じたものについては応援を要請された市が、それぞれ賠償の責めを負うものとする。

(情報の交換)

第9条 甲及び乙は、この協定に基づく応援を円滑に行うため、地域防災計画その他防災に関する情報を相互に交換するものとする。

(他市への支援)

第10条 甲又は乙が他の被災市等へ支援を実施している場合においては、その支援に係る応援を、甲及び乙の協議により、実施ができるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

(効力)

第12条 この協定は、締結の日から効力が生じるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成28年11月24日

甲 小金井市長

乙 久慈市長

協定 相互応援 12 東京都及び区市町村相互間の災害時等協力協定書

文書管理機関名：市総務部

本編該当頁：第2部 p184

東京都及び区市町村相互間の災害時等協力協定書

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づく災害時等(災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合をいう。以下同じ。)の地方公共団体相互間での協力に関し、東京都(以下「都」という。)及び都内の区市町村(以下「区市町村」という。)は、次のとおりこの協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、都と区市町村が、災害時等において、被災し、又は被災するおそれのある区市町村(以下「被災区市町村等」という。)に対する災害対策基本法に基づく協力(以下「協力」という。)を迅速かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(協力の内容)

第2条 この協定に基づく協力の内容は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 災害応急対策及び災害復旧に必要な職員の応援
- (2) 居住者等の避難のための施設の提供及びあっせん
- (3) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供及びあっせん
- (4) 前各号に定めるもののほか、被災区市町村等の長から特に要求のあった事項

(協力の要求等)

第3条 被災区市町村等の長は、東京都知事(以下「知事」という。)及び他の区市町村の長に対し、次の各号に掲げる事項を明らかにし、協力の要求又は協議(以下「要求等」という。)をできるものとする。

- (1) 災害時等の状況
 - (2) 協力の内容
 - (3) 協力の期間
 - (4) 協力の場所
 - (5) その他必要な事項
- 2 被災区市町村等の長は、前項の規定により個別に要求等するいとまがないときは、知事に対して一括して協力の要求等を行うことができるものとする。この場合において、知事は、特別区長会会長(特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定第2条第1項に基づく特別区支援対策本部が設置されている場合にあつては、特別区支援対策本部長である区長)、東京都市長会会長及び東京都町村会会長と協議の上、速やかに要求等の相手先の区市町村の長に対し、要求等の内容を伝達するものとする。
- 3 前2項の規定による要求等は、電話等により行い、後日速やかに文書を提出するものとする。

(協力の実施)

- 第4条 前条第1項の規定により要求等を受けた知事及び区市町村の長は、被災区市町村等の長に対し、協力内容を電話等により連絡し、可能な範囲で、直ちに協力を実施するものとする。
- 2 前条第2項の規定により要求等の内容の伝達を受けた区市町村の長は、知事に対し、協力内容を電話等により連絡し、可能な範囲で、直ちに協力を実施するものとする。

- 3 知事は、前項の連絡を受けたときは、協力内容を取りまとめ、被災区市町村等の長に通知するものとする。

(自主協力)

第5条 知事及び区市町村の長は、災害時等の状況に鑑み、特に緊急を要し、かつ被災区市町村等の長が第3条に規定する要求等を行うことができない状況にあると判断されるときは、同条の要求等を待たず、協力を実施することができるものとする。この場合には、同条の要求等があったものとみなす。

(協力費用の負担区分)

- 第6条 第4条及び前条の規定により行われた協力に要した費用は、被災区市町村等が負担するものとする。ただし、法令並びに都又は区市町村が締結している他の協定に別段の定めがある場合は、その定めるところによる。
- 2 協力をを行う都又は区市町村が実施する被災区市町村等に関する情報収集に要する費用は、当該地方公共団体が負担するものとする。
 - 3 第1項の費用は、被災区市町村等の長の求めがあったときは、協力を実施した都及び区市町村が一時繰替え支弁するものとする。
 - 4 前3項の規定によりがたい場合は、被災区市町村等と協力を実施した都及び区市町村の間で協議して定めるものとする。

(都の役割)

- 第7条 都は、被災区市町村等が災害応急対策及び災害復旧を円滑に実施できるようにするため、都及び区市町村相互間の災害時等の協力に係る総合調整を行うものとする。
- 2 都は、災害時等において、都及び区市町村相互間の災害時等の協力のみによっては被災区市町村等の実施する災害応急対策及び災害復旧が円滑に実施されないと認めるときは、法律並びに都が締結している道府県及び指定都市等との協定に基づき、速やかに、必要な措置を講じなければならない。

(他の協定との関係)

第8条 この協定は、災害対策基本法、消防組織法(昭和22年法律第226号)等に基づき締結している、その他の災害時等における地方公共団体相互間での協力協定を排除するものではない。

(その他)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項については、都及び区市町村が協議して別に定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定は、令和3年12月27日から適用する。

この協定の締結を証するため、協定書には東京都知事及び特別区長会会長、東京都市長会会長、東京都町村会会長が記名して、本書4通を作成し、各1通を保有するものとする。

令和3年12月27日

東京都
代表者 東京都知事

都内23特別区(別表のとおり)
代表者 江東区長(特別区長会会長)

都内26市(別表のとおり)
代表者 町田市長(東京都市長会会長)

都内13町村(別表のとおり)
代表者 瑞穂町長(東京都町村会会長)

(別表)

<p>都内23特別区</p>	<p>千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区</p>
<p>都内26市</p>	<p>八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市</p>
<p>都内13町村</p>	<p>瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村</p>

協定 帰宅困難者対応等 1 災害時における一時滞在施設利用に関する協定書 （独立行政法人情報通信研究機構）	
文書管理機関名：市総務部	本編該当頁：第 2 部 p328

災害時における一時滞在施設利用に関する協定書

小金井市（以下「甲」という。）と独立行政法人情報通信研究機構（以下「乙」という。）の間において、次のとおり一時滞在施設としての施設利用に関する協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が乙の管理する施設の一部を、一時滞在施設として利用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

（一時滞在施設の定義）

第 2 条 この協定において一時滞在施設とは、帰宅困難者の受入れ施設をいう。

（一時滞在施設として利用できる施設）

第 3 条 甲が一時滞在施設として利用できる施設は、次の施設とする。

施設名 独立行政法人情報通信研究機構

所在地 東京都小金井市貫井北町四丁目 2 番 1 号

（一時滞在施設として利用できる施設の周知）

第 4 条 甲は、乙の管理する施設のうち一時滞在施設として利用できる施設を地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（一時滞在施設の開設）

第 5 条 甲は、災害時において一時滞在施設として開設する必要がある場合、乙の同意を得た上で、第 3 条に規定する施設を一時滞在施設として開設することができる。

（一時滞在施設開設の通知）

第 6 条 甲は、前条の規定により一時滞在施設を開設する際は、事前に乙に対しその旨を文書で通知するものとする。ただし、一時滞在施設の開設に緊急を要するときは、甲は、事前に乙に対しその旨を口頭で通知し、事後に文書を提出する。

（一時滞在施設の管理）

第7条 一時滞在施設の管理運営は、原則として、甲の責任において行うこととし、乙は甲に協力するものとする。

2 甲は、乙の施設等への入構及び利用に際しては乙の指示に従うものとし、一時滞在施設として利用できる施設以外の場所に無断で立ち入ることはできないものとする。

（費用負担）

第8条 甲は、一時滞在施設の管理運営に係る費用を負担することを原則として、甲乙の協議により決定するものとする。

（開設期間）

第9条 一時滞在施設の開設期間は、災害発生の日から3日以内とする。

2 甲は、状況により開設期間を延長する必要がある場合、乙と協議のうえ、開設期間の延長の可否を決定するものとする。

（一時滞在施設解消への努力）

第10条 甲は、災害復旧に努め、当該一時滞在施設の早期解消に努めるものとする。

（原状回復義務）

第11条 甲は、乙の管理する施設の一時的滞在施設を解消する際は、乙に対しその旨を文書で通知するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後に引き渡すものとする。

（損害賠償）

第12条 甲は、甲又は帰宅困難者が故意又は重大な過失によって、乙の財産を破損又は滅失等させたときは、甲の費用負担をもって原状に復するものとし、必要に応じて、甲と乙の間で協議するものとする。

2 乙が安全配慮義務を果たしたにも関わらず、第三者に損害を与えた場合には、乙はいかなる責任も負わないものとする。

（災害補償）

第13条 甲は、甲の要請によりこの協定に基づく業務に従事した者が、その者の責めに帰することのできない理由により死亡又は負傷等した場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京市町村総合事務組合条例第19号）の規定の限度において補償するものとする。

（協議）

第14条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じた場

合は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（有効期間）

第15条 この協定の有効期間は、平成27年12月31日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申出がないときは1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各1通を保管するものとする。

平成27年1月1日

甲 東京都小金井市本町六丁目6番3号
小金井市
代表者 小金井市長

乙 東京都小金井市貫井北町四丁目2番1号
独立行政法人情報通信研究機構
代表者 理事長

協定 帰宅困難者対応等 2 地震災害時における帰宅困難者対応に関する覚書 （武蔵小金井駅）	
--	--

文書管理機関名：市総務部	本編該当頁：第2部 p315
--------------	----------------

地震災害時における帰宅困難者対応に関する覚書

小金井市（以下「甲」という。）と東日本旅客鉄道株式会社 八王子支社 武蔵小金井駅（以下「乙」という。）とは、地震災害時における帰宅困難者対応に関し、次のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、地震災害により乙が運行する交通が途絶した場合における、帰宅困難者対応に関する甲乙相互の協力について、必要な事項を定めることを目的とする。

（災害の範囲）

第2条 本覚書において「地震災害」とは、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）に規定する被害をいう。また、「帰宅困難者」とは、地震災害により乙が運行する交通が途絶した場合に、自宅が遠距離にあること等により帰宅することができない人をいう。

（安全の確保）

第3条 甲及び乙は人命を守るために、安全を最優先に行動することとする。

（避難誘導）

第4条 甲及び乙は、地震災害が発生した際に以下のとおり対応することを定める。

- (1) 乙は地震災害時に必要と乙が認めるときは、甲があらかじめ指定する避難場所に帰宅困難者を案内することができる。乙は甲が指定する避難場所へ案内するにあたり、経路を示す地図の配布や駅頭での掲示等、必要な情報提供を行うこととする。
 - (2) 乙は、甲の開設する一時滞在施設の準備が整い次第、一時滞在施設へ案内することができる。
- 2 甲が指定する避難場所、または甲が開設する一時滞在施設への誘導に人員が必要な場合は、甲及び乙が相互に協力し人員を提供することとする。

（情報共有）

第5条 甲及び乙は、地震災害により帰宅困難者が発生又はその恐れがあると判断したときは、その状況を速やかに相互に連絡し、情報の共有化に努めるものとする。

- 2 甲は、乙から帰宅困難者発生連絡を受けた場合は、警察及び消防等とも情報の共有化に努めるものとする。
- 3 乙は、運転再開状況等、その他必要な情報を提供するものとする。
- 4 甲は、甲が指定する避難場所及び甲が開設する一時滞在施設の開設状況等、そ

の他必要な情報を提供するものとする。

- 5 甲及び乙は、乙が運行する交通の途絶が解消されるまで、必要に応じて随時相互に連絡するものとする。

（トイレ・公衆電話の提供）

- 第6条 乙は安全を確保したうえで、可能な限り、帰宅困難者が駅のトイレ及び公衆電話を使用できるように努めるものとする。

（平常時からの備え）

- 第7条 甲及び乙は地震災害が発生した際に備え、あらかじめ相互の連絡窓口を指定するとともに、非常時の連絡手段の確保に努めるものとする。
- 2 甲及び乙は、前項の連絡窓口に変更があった場合は、その都度連絡するものとする。
- 3 甲は、甲の指定する避難場所及び一時滞在施設に変更があった場合は、乙に通知をすることとする。
- 4 甲及び乙は、地震災害時における円滑な協力体制が図れるよう、平常時から応援体制及び情報収集体制の整備に努めるとともに、乙は甲が行う防災訓練等に協力するものとする。

（協議）

- 第8条 本覚書に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

（覚書の解除）

- 第9条 本覚書を一方の都合により解除する際は、その3か月前までに相手方に予告通知をしたうえで、甲乙協議のうえ解除するものとする。

（有効期間）

- 第10条 本覚書は、締結の日からその効力を発揮するものとし、甲又は乙が文書をもって覚書の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

本覚書の締結を証するため、本覚書2通を作成し、甲乙がそれぞれに記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成25年 1月 1日

甲 東京都小金井市本町六丁目6番3号
小金井市

乙 東京都小金井市本町六丁目14番29号
東日本旅客鉄道株式会社
八王子支社 武蔵小金井駅

**協定 帰宅困難者対応等 3 地震災害時における帰宅困難者対応に関する覚書
（東小金井駅）**

文書管理機関名：市総務部

本編該当頁：第2部 p315

地震災害時における帰宅困難者対応に関する覚書

小金井市（以下「甲」という。）と東日本旅客鉄道株式会社 八王子支社 東小金井駅（以下「乙」という。）とは、地震災害時における帰宅困難者対応に関し、次のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、地震災害により乙が運行する交通が途絶した場合における、帰宅困難者対応に関する甲乙相互の協力について、必要な事項を定めることを目的とする。

（災害の範囲）

第2条 本覚書において「地震災害」とは、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）に規定する被害をいう。また、「帰宅困難者」とは、地震災害により乙が運行する交通が途絶した場合に、自宅が遠距離にあること等により帰宅することができない人をいう。

（安全の確保）

第3条 甲及び乙は人命を守るために、安全を最優先に行動することとする。

（避難誘導）

第4条 甲及び乙は、地震災害が発生した際に以下のとおり対応することを定める。

(1) 乙は地震災害時に必要と乙が認めるときは、甲があらかじめ指定する避難場所に帰宅困難者を案内することができる。乙は甲が指定する避難場所へ案内するにあたり、経路を示す地図の配布や駅頭での掲示等、必要な情報提供を行うこととする。

また、乙は上記の措置を取るとともに駅構内の安全確認を行うこととする。

(2) 前号の安全確認の結果、駅を一時滞在場所として提供できると乙が判断した場合は、駅施設の構造上可能な範囲で帰宅困難者の一定数を受け入れるものとする。また、駅で受け入れられない帰宅困難者については、甲の開設する一時滞在施設の準備が整い次第、当該施設へ案内することができる。

2 甲が指定する避難場所、または甲が開設する一時滞在施設への誘導に人員が必要な場合は、甲及び乙が相互に協力し人員を提供することとする。

（情報共有）

第5条 甲及び乙は、地震災害により帰宅困難者が発生又はその恐れがあると判断したときは、その状況を速やかに相互に連絡し、情報の共有化に努めるものとする。

- 2 甲は、乙から帰宅困難者発生連絡を受けた場合は、警察及び消防等とも情報の共有化に努めるものとする。
- 3 乙は、運転再開状況等、その他必要な情報を提供するものとする。
- 4 甲は、甲が指定する避難場所及び甲が開設する一時滞在施設の開設状況等、その他必要な情報を提供するものとする。
- 5 甲及び乙は、乙が運行する交通の途絶が解消されるまで、必要に応じて随時相互に連絡するものとする。

（トイレの提供）

第6条 乙は安全を確保したうえで、可能な限り、帰宅困難者が駅のトイレを使用できるように努めるものとする。

（平常時からの備え）

第7条 甲及び乙は地震災害が発生した際に備え、あらかじめ相互の連絡窓口を指定するとともに、非常時の連絡手段の確保に努めるものとする。

- 2 甲及び乙は、前項の連絡窓口に変更があった場合は、その都度連絡するものとする。
- 3 甲は、甲の指定する避難場所及び一時滞在施設に変更があった場合は、乙に通知をすることとする。
- 4 甲及び乙は、地震災害時における円滑な協力体制が図れるよう、平常時から応援体制及び情報収集体制の整備に努めるとともに、乙は甲が行う防災訓練等に協力するものとする。

（協議）

第8条 本覚書に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

（覚書の解除）

第9条 本覚書を一方の都合により解除する際は、その3か月前までに相手方に予告通知をしたうえで、甲乙協議のうえ解除するものとする。

（有効期間）

第10条 本覚書は、締結の日からその効力を発揮するものとし、甲又は乙が文書をもって覚書の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

本覚書の締結を証するため、本覚書2通を作成し、甲乙がそれぞれに記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成25年 1月 1日

甲 東京都小金井市本町六丁目6番3号
小金井市

乙 東京都小金井市梶野町五丁目1番1号
東日本旅客鉄道株式会社
八王子支社 東小金井駅

協定 帰宅困難者対応等 4 災害時における体育施設利用に関する協定書 (TAC・FC東京・TGTS 共同事業体)	
---	--

文書管理機関名：市総務部	本編該当頁：第2部 p328
--------------	----------------

災害時における体育施設利用に関する協定書

小金井市を「甲」とし、指定管理者TAC・FC東京・TGTS共同事業体を「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が乙の管理する体育施設を、避難所として利用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(避難所の定義)

第2条 この協定において避難所とは、避難所、帰宅困難者の一時滞在施設、救援物資集積場所及びボランティアの活動拠点等をいう。

(避難所として利用できる施設)

第3条 甲が避難所として利用できる体育施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 施設名 小金井市総合体育館
所在地 小金井市関野町一丁目13番1号
- (2) 施設名 小金井市栗山公園健康運動センター
所在地 小金井市中町二丁目21番1号

(避難所として利用できる体育施設の周知)

第4条 甲は、乙の管理する体育施設のうち避難所として利用できる施設を地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

(避難所の開設)

第5条 甲は、災害時において避難所として開設する必要がある場合、甲の指定した体育施設を避難所として開設することができる。

(避難所開設の通知)

第6条 甲は、前条の規定により避難所を開設する際は、事前に乙に対しその旨を文書で通知するものとする。ただし、避難所の開設に緊急を要するときは、甲は、事前に乙に対しその旨を口頭で通知し、事後に文書を提出する。

(避難所の管理)

第7条 避難所の管理運営は、原則として、甲の責任において行うこととし、乙は甲に協力するものとする。

(費用負担)

第8条 甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担することを原則として、甲乙の協議により決

定するものとする。

（開設期間）

第9条 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。

2 甲は、状況により開設期間を延長する必要がある場合、乙と協議のうえ、開設期間の延長を決定するものとする。

（避難所解消への努力）

第10条 甲は、災害復旧に努め、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

（原状回復義務）

第11条 甲は、乙の管理する体育施設の避難所を解消する際は、乙に対しその旨を文書で通知するとともに、その体育施設を原状に復し、乙の確認を受けた後に引き渡すものとする。

（災害補償）

第12条 甲は、甲の要請によりこの協定に基づく業務に従事した者が、その者の責めに帰することのできない理由により死亡又は負傷等した場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京市町村総合事務組合条例第19号）の規定の限度において補償するものとする。

（協議）

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義の生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（有効期間）

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成32年3月31日までとする。

甲と乙は、この協定を証するため本書2通を作成し、それぞれ署名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成31年4月1日

甲 小金井市本町六丁目6番3号

小金井市

代表者 小金井市長

乙 中野区中野二丁目14番16号

TAC・FC東京・TGTS共同事業体

代表者 株式会社東京アスレティッククラブ

代表取締役社長

協定 帰宅困難者対応等 5 災害時における避難所施設利用に関する協定書 （こがねいしてい共同事業体）	
文書管理機関名：市総務部	本編該当頁：第2部 p328

災害時における避難所施設利用に関する協定書

小金井市（以下「甲」という。）と指定管理者こがねいしてい共同事業体（以下「乙」という。）の間において、次のとおり避難所としての施設利用に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が乙の管理する施設の一部を、避難所として利用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所の定義）

第2条 この協定において避難所とは、帰宅困難者の一時滞在施設をいう。

（避難所として利用できる施設）

第3条 甲が避難所として利用できる施設は、次の施設とする。

施設名 小金井市民交流センター

所在地 小金井市本町六丁目14番45号

（避難所として利用できる施設の周知）

第4条 甲は、乙の管理する施設のうち避難所として利用できる施設を地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）

第5条 甲は、災害時において避難所として開設する必要がある場合、甲の指定した施設を避難所として開設することができる。

（避難所開設の通知）

第6条 甲は、前条の規定により避難所を開設する際は、事前に乙に対しその旨を文書で通知するものとする。ただし、避難所の開設に緊急を要するときは、甲は、事前に乙に対しその旨を口頭で通知し、事後に文書を提出する。

（避難所の管理）

第7条 避難所の管理運営は、原則として、甲の責任において行うこととし、乙は甲に協力するものとする。

（費用負担）

第8条 避難所の使用による、乙の管理運営に関する損害及び増加費用は、合理性が認められる範囲で甲が負担することを原則として、甲乙の協議により決定するものとする。

（開設期間）

第9条 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。

2 甲は、状況により開設期間を延長する必要がある場合、乙と協議のうえ、開設期間の延長を決定するものとする。

（避難所解消への努力）

第10条 甲は、災害復旧に努め、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

（原状回復義務）

第11条 甲は、乙の管理する施設の避難所を解消する際は、乙に対しその旨を文書で通知するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後に引き渡すものとする。

（災害対策用資機材等の備蓄）

第12条 甲は、避難所の開設に備え、乙の管理する施設内に災害対策用の食糧、資機材及び生活必需品を備蓄するものとする。

2 乙は、前項により甲が備蓄するための備蓄スペースを確保するものとする。

（災害補償）

第13条 甲は、甲の要請によりこの協定に基づく業務に従事した者が、その者の責めに帰することのできない理由により死亡又は負傷等した場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の規定の限度において補償するものとする。

（協議）

第14条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義の生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（有効期間）

第15条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成32年3月31日までとする。

甲と乙は、この協定を証するため本書2通を作成し、それぞれ署名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成27年4月1日

甲 小金井市本町六丁目6番3号
小金井市
代表者 小金井市長

乙 新宿区西新宿一丁目26番2号
こがねいしてい共同事業体
代表者 野村不動産パートナーズ株式会社
代表取締役

協定 帰宅困難者対応等 6 災害時における一時滞在施設利用に関する協定書 （小金井市商工会）	
---	--

文書管理機関名：市総務部	本編該当頁：第 2 部 p329
--------------	------------------

災害時における一時滞在施設利用に関する協定書

小金井市（以下「甲」という。）と小金井市商工会（以下「乙」という。）の間において、次のとおり一時滞在施設としての施設利用に関する協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が乙の管理する施設の一部を、一時滞在施設として利用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

（一時滞在施設の定義）

第 2 条 この協定において一時滞在施設とは、帰宅困難者の受入れ施設をいう。

（一時滞在施設として利用できる施設）

第 3 条 甲が一時滞在施設として利用できる施設は、次の施設とする。

施設名 商工会館 2 階

所在地 東京都小金井市前原町三丁目 3 3 番 2 5 号

（一時滞在施設として利用できる施設の周知）

第 4 条 甲は、乙の管理する施設のうち一時滞在施設として利用できる施設を地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（一時滞在施設の開設）

第 5 条 甲は、災害時において一時滞在施設として開設する必要がある場合、乙の同意を得た上で、第 3 条に規定する施設を一時滞在施設として開設することができる。

（一時滞在施設開設の通知）

第 6 条 甲は、前条の規定により一時滞在施設を開設する際は、事前に乙に対しその旨を文書で通知するものとする。ただし、一時滞在施設の開設に緊急を要するときは、甲は、事前に乙に対しその旨を口頭で通知し、事後に文書を提出する。

（一時滞在施設の管理）

第 7 条 一時滞在施設の管理運営は、原則として、甲の責任において行うこととし、乙は甲に協力するものとする。

2 甲は、乙の施設等への立入り及び利用に際しては乙の指示に従うものとし、一時滞在施設として利用できる施設以外の場所に無断で立ち入ることはできないものとする。

（費用負担）

第 8 条 甲は、一時滞在施設の管理運営に係る費用を負担することを原則として、甲乙の協議により決定するものとする。

（開設期間）

第9条 一時滞在施設の開設期間は、災害発生の日から3日以内とする。

2 甲は、状況により開設期間を延長する必要がある場合、乙と協議のうえ、開設期間の延長の可否を決定するものとする。

（一時滞在施設解消への努力）

第10条 甲は、災害復旧に努め、当該一時滞在施設の早期解消に努めるものとする。

（原状回復義務）

第11条 甲は、乙の管理する施設の一時滞在施設を解消する際は、乙に対しその旨を文書で通知するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後に引き渡すものとする。

（損害賠償）

第12条 甲は、甲又は帰宅困難者が故意又は重大な過失によって、乙の財産を破損又は滅失等させたときは、甲の費用負担をもって原状に復するものとし、必要に応じて、甲と乙の間で協議するものとする。

2 乙が安全配慮義務を果たしたにも関わらず、第三者に損害を与えた場合には、乙はいかなる責任も負わないものとする。

（災害補償）

第13条 甲は、甲の要請によりこの協定に基づく業務に従事した者が、その者の責めに帰することのできない理由により死亡又は負傷等した場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の規定の限度において補償するものとする。

（協議）

第14条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義の生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（有効期間）

第15条 この協定の有効期間は、平成30年3月26日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申出がないときは1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各1通を保管するものとする。

平成29年3月27日

甲 東京都小金井市本町六丁目6番3号
小金井市
代表者 小金井市長

乙 東京都小金井市前原町三丁目33番25号
小金井市商工会
代表者 会長

**協定 帰宅困難者対応等 7 災害時における一時滞在施設利用に関する協定書
（武蔵小金井駅南口第2地区市街地再開発組合）**

文書管理機関名：市総務部

本編該当頁：第2部 p329

災害時における一時滞在施設利用に関する協定書

小金井市（以下「甲」という。）と武蔵小金井駅南口第2地区市街地再開発組合（以下「乙」という。）の間において、次のとおり一時滞在施設としての施設利用に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時に甲が「武蔵小金井・シティ・クロス」（以下「施設」という。）の一部を災害時の帰宅困難者の一時滞在施設（以下「一時滞在施設」という。）として利用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（一時滞在施設の定義）

第2条 この協定において一時滞在施設とは、帰宅困難者の受入れ施設をいう。

（災害の範囲）

第3条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。

（協力内容）

第4条 甲は、災害時に必要と認めるときは、本協定に基づき、乙に対し、次に掲げる事項の全部又は一部について、協力を要請することができる。

- (1) 帰宅困難者に対し、施設の一部を滞在施設として提供すること。
- (2) 帰宅困難者に対し、別添図面に明示する1階防災倉庫（別添図面1青枠部）に甲が備蓄する飲料水、食料等を提供すること。
- (3) 前2号に関して必要な人員を施設の管理人から提供すること。
- (4) その他乙として甲に協力できる事項

（一時滞在施設として使用できる施設の範囲）

第5条 施設のうち一時滞在施設として使用できる範囲は、別添図面に明示する次の場所とする。

施設名 武蔵小金井駅南口第2地区市街地再開発事業施設建築物

所在地 東京都小金井市本町六丁目地内

対象区画 地下1階駐車場車路（別添図面1赤枠部）

協定 帰宅困難者対応等 7 災害時における一時滞在施設利用に関する協定書（武蔵小金井駅南口第2地区市街地再開発組合）

（一時滞在施設として使用できる施設の周知）

第6条 甲は、乙の管理する施設のうち一時滞在施設として利用できる施設を地域住民に周知するよう必要な処置を講ずるものとする。

（一時滞在施設の開設）

第7条 乙は、一時滞在施設の開設の要請があった場合で、帰宅困難者の受入れが可能と判断したときは、当該申請を受諾し、その主旨を甲に連絡するものとする。

2 乙は、前項の要請に応じられない事由があるときは、その旨を甲に連絡するものとする。

3 乙は、甲の要請がない場合であっても、乙の判断により一時滞在施設の開設を行なうことができる。この場合において、乙は、開設後に甲に速やかに連絡するものとする。

（協定に関する連絡責任者）

第8条 本協定に関する連絡責任者は甲にあっては小金井市長とし、乙にあっては乙の理事長とし、乙の理事長がその任に当たることができない場合は乙の副理事長とする。

2 甲及び乙は、前項の連絡責任者の指揮の下、本協定が円滑に運用されるようそれぞれ連絡先および連絡者を指定するものとする。

3 甲及び乙は、第1項の連絡責任者等及び前項の連絡先を指定したときは、別に定める連絡表により、それぞれ提出し、共有するものとする。

4 甲及び乙は、前項の規定により提出した連絡表に変更が生じたときは、その都度、変更後の連絡表を提出するものとする。

（一時滞在施設の管理）

第9条 一時滞在施設の管理運営は、原則として、甲の責任において行うこととし、乙は甲に協力するものとする。

2 甲は、乙の施設等への入構及び利用に際しては乙の指示に従うものとし、一時滞在施設として利用できる施設以外の場所に無断で立ち入ることはできないものとする。

（受入人数）

第10条 一時滞在施設について受け入れる帰宅困難者は、434人以内とする。

（開設期間）

第11条 一時滞在施設の開設期間は、災害発生の日から3日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議の上、これを行うことができるものとする。

（一時滞在施設解消への努力）

第12条 甲は、災害復旧に努め、当該一時滞在施設の早期解消に努めるものとする。

（備蓄倉庫）

第13条 本施設のうち別添図面に明示する1階防災倉庫（別添図面1青枠部）は、甲の防災備蓄倉庫として使用できることとする。

2 備蓄（更新時の備蓄品の処分及び廃棄を含む。）については、甲が判断し、甲の負担により行うも

のとする。

3 甲は、備蓄品の入替えをするときは、乙に連絡するものとする。

（一時滞在施設の終了）

第14条 甲は、乙の管理する施設を一時滞在施設として使用することを終了するときは、乙に対し、通知するとともに、当該一時滞在施設及びトイレその他の設備を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

2 前項の場合において、乙の責めに帰さない理由により、原状回復しがたい損害（災害による損害および一時滞在施設として使用していない施設の損害を除く。）が生じた場合の取扱いについては、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

（費用弁償）

第15条 避難所の使用による、乙の管理運営に関する損害及び増加費用は、合理性が認められる範囲で甲が負担することを原則として、甲乙協議により決定するものとする。

（従事者の損害補償）

第16条 甲の要請に基づき、乙の構成員（乙の協力者を含む。以下同じ。）が、応急活動に従事したことにより、その構成員が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は応急活動に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例19号）に基づき、これを補償するものとする。

（有効期間）

第17条 本協定の有効期間は、施設供用開始の日から令和7年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の3ヶ月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以降この例による。

3 甲及び乙は、本協定の有効期間中であっても、甲乙協議の上、本協定を改定することができる。

（承継）

第18条 本協定は、本建物引き渡し後管理組合に承継するものとする。

（細目）

第19条 本協定を実施するために必要な細目は、別に定める。

（協議）

第20条 本協定に疑義が生じた場合及び本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

甲及び乙は、本協定に合意したことを証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和2年3月10日

甲 東京都小金井市本町六丁目6番3号
小金井市
小金井市長 西岡真一郎

乙 東京都小金井市本町六丁目9番35号
武蔵小金井駅南口第2地区市街地再開発組合
理事長 星野治衛

協定 福祉避難所（二次避難所）

**1 災害発生時における二次避難所（福祉避難所）の設置運営に関する協定書
（医療法人財団 美生会）**

文書管理機関名：市総務部

本編該当頁：第2部 p356

災害発生時における二次避難所（福祉避難所）の設置運営に関する協定書

小金井市（以下「甲」という。）と医療法人財団美生会（以下「乙」という。）とは、災害時における二次避難所（福祉避難所）（以下「二次避難所」という。）の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模な風水害や震災等の災害により災害時要援護者（以下「要援護者」という。）が避難を余儀なくされた場合に、甲が乙に対して二次避難所の設置運営に関する協力を要請することができること及びその場合の手続きを定めることを目的とする。

（対象となる要援護者）

第2条 この協定における要援護者は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要援護者で、避難所生活における精神的・身体的負担から健康を害するおそれがあるなど、一般の避難所での対応が困難な者で、何らかの特別な支援を必要とするものをいう。なお、受け入れる要援護者には、その介助者を含めることができる。

（受入れの要請）

第3条 甲は、災害時において、前条の対象者の存在を把握した場合は、乙に対し、当該対象者の受入れを要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（避難所として利用できる施設）

第4条 甲が二次避難所として利用できる施設は、次の施設とする。

施設名 介護老人保健施設 秋桜

所在地 小金井市前原町四丁目4番47号

（避難所の開設）

第5条 甲は、二次避難所を開設する必要がある場合は、前条において定められた施設について、その被害状況及び利用状況を乙に確認の上、二次避難所として開設することができる。

（手続き）

第6条 第3条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(1) 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（避難所の管理）

第7条 二次避難所の管理運営は、甲と乙の協議の上行うものとする。

2 甲はあらかじめ、二次避難所運営組織について乙に通知するものとする。

3 災害時の二次避難所の管理運営について、乙は、甲に協力するものとする。

4 甲は、日常生活用品、食糧及び医薬品、医療材料等二次避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

5 甲は、要援護者を適切に介護できるよう看護師、介護員、ボランティア等の介助者の確保に努めるものとする。

（対象者の移送）

第8条 甲の要請に基づき、乙が受入れを了承した場合、二次避難所への要援護者の移送は、原則として甲が行うものとする。

協定 福祉避難所（二次避難所） 1 災害発生時における二次避難所（福祉避難所）の設置運営に関する協定書（医療法人財団 美生会）

（費用負担）

第9条 甲は、二次避難所の管理運営に係る費用を負担することを原則として、甲乙の協議により決定するものとする。

（開設期間）

第10条 二次避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、必要な場合は甲乙の協議により、さらに7日以内で延長することができるものとし、以降、再延長が必要な場合は同様に取り扱うものとする。

（避難所の早期閉鎖への努力）

第11条 甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、二次避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

（原状回復義務）

第12条 甲は、二次避難所を終了する際は、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（受入可能人数の把握）

第13条 甲は、平常時から乙の施設における受入可能人数を把握しておくものとする。

（守秘義務）

第14条 乙は、二次避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

（協議）

第15条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第16条 この協定の有効期間は、平成25年11月30日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申出がないときは1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各1通を保管するものとする。

平成24年12月1日

甲 小金井市本町六丁目6番3号
小金井市

乙 小金井市前原町四丁目4番47号
医療法人財団 美生会

協定 福祉避難所（二次避難所）

**2 災害発生時における二次避難所（福祉避難所）の設置運営に関する協定書
（特定非営利活動法人 木馬の会）**

文書管理機関名：市総務部

本編該当頁：第 2 部 p356

災害発生時における二次避難所（福祉避難所）の設置運営に関する協定書

小金井市（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人木馬の会（以下「乙」という。）とは、災害時における二次避難所（福祉避難所）（以下「二次避難所」という。）の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、大規模な風水害や震災等の災害により災害時要援護者（以下「要援護者」という。）が避難を余儀なくされた場合に、甲が乙に対して二次避難所の設置運営に関する協力を要請することができること及びその場合の手続きを定めることを目的とする。

（対象となる要援護者）

第 2 条 この協定における要援護者は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要援護者で、避難所生活における精神的・身体的負担から健康を害するおそれがあるなど、一般の避難所での対応が困難な者で、何らかの特別な支援を必要とするものをいう。なお、受け入れる要援護者には、その介助者を含めることができる。

（受入れの要請）

第 3 条 甲は、災害時において、前条の対象者の存在を把握した場合は、乙に対し、当該対象者の受入れを要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（避難所として利用できる施設）

第 4 条 甲が二次避難所として利用できる施設は、次の施設とする。

施設名 小金井おもちゃライブラリー

所在地 小金井市前原町二丁目 1 4 番 4 号

（避難所の開設）

第 5 条 甲は、二次避難所を開設する必要がある場合は、前条において定められた施設について、その被害状況及び利用状況を乙に確認の上、二次避難所として開設することができる。

（手続き）

第 6 条 第 3 条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(1) 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（避難所の管理）

第 7 条 二次避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 甲はあらかじめ、二次避難所運営組織について乙に通知するものとする。

3 災害時の二次避難所の管理運営について、乙は、甲に協力するものとする。

4 甲は、日常生活用品、食糧及び医薬品、医療材料等二次避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

5 甲は、要援護者を適切に介護できるよう看護師、介護員、ボランティア等の介助者の確保に努めるものとする。

（対象者の移送）

第 8 条 甲の要請に基づき、乙が受入れを了承した場合、二次避難所への要援護者の移送は、原則として甲が行うものとする。

協定 福祉避難所（二次避難所） 2 災害発生時における二次避難所（福祉避難所）の設置運営に関する協定書（特定非営利活動法人 木馬の会）

（費用負担）

第9条 甲は、二次避難所の管理運営に係る費用を負担することを原則として、甲乙の協議により決定するものとする。

（開設期間）

第10条 二次避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、必要な場合は甲乙の協議により、さらに7日以内で延長することができるものとし、以降、再延長が必要な場合は同様に取り扱うものとする。

（避難所の早期閉鎖への努力）

第11条 甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、二次避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

（原状回復義務）

第12条 甲は、二次避難所を終了する際は、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（受入可能人数の把握）

第13条 甲は、平常時から乙の施設における受入可能人数を把握しておくものとする。

（守秘義務）

第14条 乙は、二次避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

（協議）

第15条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第16条 この協定の有効期間は、平成25年10月14日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申出がないときは1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各1通を保管するものとする。

平成24年10月15日

甲 小金井市本町六丁目6番3号
小金井市

乙 小金井市前原町二丁目14番4号
特定非営利活動法人 木馬の会

協定 福祉避難所（二次避難所）

3 災害発生時における二次避難所（福祉避難所）の設置運営に関する協定書
（社会福祉法人 東京聖労院）

文書管理機関名：市総務部

本編該当頁：第 2 部 p356

災害発生時における二次避難所（福祉避難所）の設置運営に関する協定書

小金井市（以下「甲」という。）と社会福祉法人東京聖労院（以下「乙」という。）とは、災害時における二次避難所（福祉避難所）（以下「二次避難所」という。）の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、大規模な風水害や震災等の災害により災害時要援護者（以下「要援護者」という。）が避難を余儀なくされた場合に、甲が乙に対して二次避難所の設置運営に関する協力を要請することができること及びその場合の手続きを定めることを目的とする。

（対象となる要援護者）

第 2 条 この協定における要援護者は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要援護者で、避難所生活における精神的・身体的負担から健康を害するおそれがあるなど、一般の避難所での対応が困難な者で、何らかの特別な支援を必要とするものをいう。なお、受け入れる要援護者には、その介助者を含めることができる。

（受入れの要請）

第 3 条 甲は、災害時において、前条の対象者の存在を把握した場合は、乙に対し、当該対象者の受入れを要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（避難所として利用できる施設）

第 4 条 甲が二次避難所として利用できる施設は、次の施設とする。

施設名 特別養護老人ホーム つきみの園

所在地 小金井市中町二丁目 15 番 25 号

（避難所の開設）

第 5 条 甲は、二次避難所を開設する必要がある場合は、前条において定められた施設について、その被害状況及び利用状況を乙に確認の上、二次避難所として開設することができる。

（手続き）

第 6 条 第 3 条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(1) 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（避難所の管理）

第 7 条 二次避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 甲はあらかじめ、二次避難所運営組織について乙に通知するものとする。

3 災害時の二次避難所の管理運営について、乙は、甲に協力するものとする。

4 甲は、日常生活用品、食糧及び医薬品、医療材料等二次避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

5 甲は、要援護者を適切に介護できるよう看護師、介護員、ボランティア等の介助者の確保に努めるものとする。

（対象者の移送）

第 8 条 甲の要請に基づき、乙が受入れを了承した場合、二次避難所への要援護者の移送は、原則として甲が行うものとする。

協定 福祉避難所（二次避難所） 3 災害発生時における二次避難所（福祉避難所）の設置運営に関する協定書（社会福祉法人 東京聖労院）

（費用負担）

第9条 甲は、二次避難所の管理運営に係る費用を負担することを原則として、甲乙の協議により決定するものとする。

（開設期間）

第10条 二次避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、必要な場合は甲乙の協議により、さらに7日以内で延長することができるものとし、以降、再延長が必要な場合は同様に扱うものとする。

（避難所の早期閉鎖への努力）

第11条 甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、二次避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

（原状回復義務）

第12条 甲は、二次避難所を終了する際は、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（受入可能人数の把握）

第13条 甲は、平常時から乙の施設における受入可能人数を把握しておくものとする。

（守秘義務）

第14条 乙は、二次避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

（協議）

第15条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第16条 この協定の有効期間は、平成25年9月30日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申出がないときは1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各1通を保管するものとする。

平成24年10月1日

甲 小金井市本町六丁目6番3号
小金井市

乙 清瀬市中里五丁目91番2号
社会福祉法人 東京聖労院

協定 福祉避難所（二次避難所）

**4 災害発生時における二次避難所（福祉避難所）の設置運営に関する協定書
（一般財団法人 天誠会）**

文書管理機関名：市総務部

本編該当頁：第 2 部 p356

災害発生時における二次避難所（福祉避難所）の設置運営に関する協定書

小金井市（以下「甲」という。）と一般財団法人天誠会（以下「乙」という。）とは、災害時における二次避難所（福祉避難所）（以下「二次避難所」という。）の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、大規模な風水害や震災等の災害により災害時要援護者（以下「要援護者」という。）が避難を余儀なくされた場合に、甲が乙に対して二次避難所の設置運営に関する協力を要請することができること及びその場合の手続きを定めることを目的とする。

（対象となる要援護者）

第 2 条 この協定における要援護者は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要援護者で、避難所生活における精神的・身体的負担から健康を害するおそれがあるなど、一般の避難所での対応が困難な者で、何らかの特別な支援を必要とするものをいう。なお、受け入れる要援護者には、その介助者を含めることができる。

（受入れの要請）

第 3 条 甲は、災害時において、前条の対象者の存在を把握した場合は、乙に対し、当該対象者の受入れを要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（避難所として利用できる施設）

第 4 条 甲が二次避難所として利用できる施設は、次の施設とする。

施設名 介護老人保健施設 小金井あんず苑

所在地 小金井市前原町五丁目 3 番 2 4 号

（避難所の開設）

第 5 条 甲は、二次避難所を開設する必要がある場合は、前条において定められた施設について、その被害状況及び利用状況を乙に確認の上、二次避難所として開設することができる。

（手続き）

第 6 条 第 3 条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(1) 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（避難所の管理）

第 7 条 二次避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 甲はあらかじめ、二次避難所運営組織について乙に通知するものとする。

3 災害時の二次避難所の管理運営について、乙は、甲に協力するものとする。

4 甲は、日常生活用品、食糧及び医薬品、医療材料等二次避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

5 甲は、要援護者を適切に介護できるよう看護師、介護員、ボランティア等の介助者の確保に努めるものとする。

（対象者の移送）

第 8 条 甲の要請に基づき、乙が受入れを了承した場合、二次避難所への要援護者の移送は、原則として甲が行うものとする。

協定 福祉避難所（二次避難所） 4 災害発生時における二次避難所（福祉避難所）の設置運営に関する協定書（一般財団法人 天誠会）

（費用負担）

第9条 甲は、二次避難所の管理運営に係る費用を負担することを原則として、甲乙の協議により決定するものとする。

（開設期間）

第10条 二次避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、必要な場合は甲乙の協議により、さらに7日以内で延長することができるものとし、以降、再延長が必要な場合は同様に取り扱うものとする。

（避難所の早期閉鎖への努力）

第11条 甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、二次避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

（原状回復義務）

第12条 甲は、二次避難所を終了する際は、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（受入可能人数の把握）

第13条 甲は、平常時から乙の施設における受入可能人数を把握しておくものとする。

（守秘義務）

第14条 乙は、二次避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

（協議）

第15条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第16条 この協定の有効期間は、平成25年9月30日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申出がないときは1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各1通を保管するものとする。

平成24年10月1日

甲 小金井市本町六丁目6番3号
小金井市

乙 武蔵野市境一丁目18番6号
一般財団法人 天誠会